

平 成 2 2 年
監査結果に基づき知事等が講じた措置
(第 1 回)

東 京 都 監 査 委 員

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、平成21年行政監査(都立学校の経営について、水道事業における監理団体への業務委託について、東京港臨海地域における公の施設の管理運営について)、平成21年工事監査、平成21年財政援助団体等監査、平成21年各会計定例監査、平成20年度決算審査(各会計歳入歳出及び公営企業各会計)、平成20年行政監査(庁舎の管理(安全対策と環境対策を中心として)について)、平成20年財政援助団体等監査、平成20年各会計定例監査、平成19年度決算審査(各会計歳入歳出)、平成19年行政監査(指定管理者制度による公の施設の管理について)、平成19年各会計定例監査及び平成18年行政監査(病院における収入管理について)の結果に基づき講じた措置について、東京都知事等関係機関から通知があったので公表する。

平成22年6月1日

東京都監査委員	相	川	博
同	三	原	將 嗣
同	三	栖	賢 治
同	筆	谷	勇
同	金	子	庸 子

目 次

第1 報 告 の 概 要	1
第2 報 告 の 内 容	
平成21年行政監査（都立学校の経営について）	3
平成21年行政監査（水道事業における監理団体への業務委託について）	5
平成21年行政監査（東京港臨海地域における公の施設の管理運営について）	17
平成21年工事監査	23
平成21年財政援助団体等監査	41
平成21年各会計定例監査	53
平成20年度決算審査（各会計歳入歳出）	69
平成20年度決算審査（公営企業各会計）	70
平成20年行政監査（庁舎の管理（安全対策と環境対策を中心として）について）	71
平成20年財政援助団体等監査	74
平成20年各会計定例監査	80
平成19年度決算審査（各会計歳入歳出）	83
平成19年行政監査（指定管理者制度による公の施設の管理について） ..	84
平成19年各会計定例監査	85
平成18年行政監査（病院における収入管理について）	86

第1 報告の概要

各監査・審査の結果に基づき知事等が講じた措置について、表1のとおり、執行機関から通知があった。今回、通知を受けた件数は195件で、講じられた措置の内訳は、表2のとおりである。残る153件の監査結果については、執行部所において改善の取組途上、又は改善策を検討中となっている。

(表1) 講じた措置の件数

区 分	監査実施期間	結果内訳	措置対象 A	措置済 B	今回措置 C	改善中 A-(B+C)
平成21年 行政監査 (都立学校の経営について)	平成 21.9.15 ~平成 22.2.3	指 摘	65	-	6	59
		意見・要望	-	-	-	-
		計	65	-	6	59
平成21年 行政監査 (水道事業における監理団体への業務委託について)	平成 21.10.1 ~平成 22.2.3	指 摘	35	-	33	2
		意見・要望	-	-	-	-
		計	35	-	33	2
平成21年 行政監査 (東京港臨海地域における公の施設の管理運営について)	平成 21.9.14 ~平成 22.2.3	指 摘	20	-	12	8
		意見・要望	14	-	2	12
		計	34	-	14	20
平成21年 工事監査	平成 21.1.19 ~平成 22.1.13	指 摘	33	-	32	1
		意見・要望	2	-	2	0
		計	35	-	34	1
平成21年 財政援助団体等監査	平成 21.9.4 ~平成 22.1.20	指 摘	38	-	27	11
		意見・要望	3	-	1	2
		計	41	-	28	13
平成21年 各会計定例監査 (平成20年度執行分)	平成 21.1.16 ~平成 21.8.28	指 摘	125	62	36	27
		意見・要望	10	0	4	6
		計	135	62	40	33
平成20年度 決算審査 (各会計歳入歳出)	平成 21.7.16 ~平成 21.8.28	指 摘	15	6	6	3
		意見・要望	1	0	1	0
		計	16	6	7	3
平成20年度 決算審査 (公営企業各会計)	平成 21.6.1 ~平成 21.8.28	指 摘	3	1	1	1
		意見・要望	-	-	-	-
		計	3	1	1	1
平成20年 行政監査 (庁舎の管理(安全対策と環境対策を中心として)について)	平成 20.9.24 ~平成 21.2.4	指 摘	97	91	4	2
		意見・要望	30	27	2	1
		計	127	118	6	3
平成20年 財政援助団体等監査	平成 20.9.17 ~平成 21.1.21	指 摘	65	53	9	3
		意見・要望	9	6	0	3
		計	74	59	9	6
平成20年 各会計定例監査 (平成19年度執行分)	平成 20.1.17 ~平成 20.9.5	指 摘	103	93	8	2
		意見・要望	7	5	0	2
		計	110	98	8	4
平成19年度 決算審査 (各会計歳入歳出)	平成 20.7.17 ~平成 20.9.5	指 摘	20	18	2	0
		意見・要望	1	0	1	0
		計	21	18	3	0
平成19年 行政監査 (指定管理者制度による公の施設の管理について)	平成 19.9.26 ~平成 20.1.31	指 摘	36	33	3	0
		意見・要望	4	1	0	3
		計	40	34	3	3
平成19年 各会計定例監査 (平成18年度執行分)	平成 19.1.16 ~平成 19.9.5	指 摘	114	113	1	0
		意見・要望	7	6	1	0
		計	121	119	2	0
平成18年 行政監査 (病院における収入管理について)	平成 18.9.6 ~平成 19.1.17	指 摘	30	27	1	2
		意見・要望	-	-	-	-
		計	30	27	1	2
平成18年 行政監査 (都の土地及び建物の管理について)	平成 18.9.5 ~平成 19.1.17	指 摘	26	26	0	0
		意見・要望	8	6	0	2
		計	34	32	0	2
平成16年度 決算審査 (公営企業各会計)	平成 17.6.3 ~平成 17.9.7	指 摘	11	10	0	1
		意見・要望	-	-	-	-
		計	11	10	0	1
合 計		指 摘	836	533	181	122
		意見・要望	96	51	14	31
		計	932	584	195	153

(注) 件数については、一つの指摘が複数の局(団体)にある場合、局(団体)ごとに件数を数えている。

(表2) 措置の内訳

区 分		主 な 事 例	件 数
指 摘	規定、基準等に即した適正な事務の執行、財産管理等に改めたもの	・ 過大に交付した補助金を返還させた。 ・ 公有財産の登載漏れ等を修正した。 ・ 会計処理を適正に行った。	8 4 件
	会議、研修等において、関係者に周知徹底を図ったもの	・ 設計時の適正な積算 ・ 工事の施工における安全対策 ・ 適正な契約事務手続	2 8 件
	新たな基準の作成など、より適切な事務手続に改めたもの	・ 利用料の免除に係る事務マニュアルを作成した。 ・ 設計・積算チェックリストを改訂した。 ・ 統一的な積算基準を作成した。 ・ 未収金管理システムを改修した。	6 5 件
	安全管理対策や環境対策を講じたもの	・ 警備機器を設置した。	4 件
	小 計		1 8 1 件
意 見 ・ 要 望	事務のより一層の改善を図ったもの	・ 給与返納に係る事務処理手順を定めた。 ・ 料金徴収に係る事務マニュアルを作成した。 ・ 設計標準を改訂した。	1 1 件
	安全対策・環境対策の増進に努めたもの	・ 什器、備品類の転倒防止、落下防止措置を講じた。	2 件
	財産の活用促進を図ったもの	・ 多目的広場の活用を推進した。	1 件
	小 計		1 4 件
合 計			1 9 5 件

第2 報 告 の 内 容

〔平成21年行政監査（都立学校の経営について）〕

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
教育庁	作業学習にかかる支出・収入を公費によるべきもの	羽村特別支援学校は、年度当初に生徒から収入した教材費で材料を購入して製品を生産し、以後は生產品の売払収入により材料を購入しており、学校徴収金として生產品会計を設置して管理している。 また、足立特別支援学校においても、生產品を文化祭などで販売し、材料費と売り上げについては、作業学習費会計を設置して管理している。 しかし、学校徴収金は、最終的に個人に帰属する教材や成果物の材料を購入するために使うものであるから、販売を前提とした製品の材料を購入することは適切でない。	両校は、平成22年2月の予算編成に当たり、作業学習における原材料購入費について、平成22年度自律経営推進予算の中で歳出予算を編成し、生產品の売上げについては、歳入することとした。
教育庁	就学奨励費の学校徴収金への充当手続を定めるべきもの	各学校は、学校徴収金の未納がある場合、就学奨励費を現金で支払うこととし、保護者の承諾を得て、未納分に充当している。 しかし、就学奨励費を全額支払い、別途私費の納入があったことを示す証憑のみを作成し、就学奨励費のうち、現金で支給した額にかかる領収書を取っていないため、生徒等への現金支給の証拠がないこととなり、適正でない。	平成22年1月の経営企画（課）室長及び経理担当者対象の予算説明会において、現金で支給した額にかかる領収書を徴収するなど、就学奨励費の学校徴収金への充当手続について周知した。
教育庁	教科用図書等補助金にかかる求職中の認定を適正に行うべきもの	都立学校教育部は、要綱により、有職者に教科書代等及び夜食費の補助金を交付しているが、「職につく意思はあるが職がなく求職中」であっても証明があれば交付できとしている。また、通知等によれば、「求職中」であることの証明は、失業保険の写しなどによる必要があるが、職業安定法に基づき校長がハローワークの業務の一部を分担している場合には、校長による証明により行うこととしている。 ところで、部は、校長による「求職中」であるかの認定は、求職活動を実際に行っているかを客観的に確認すること、年度を通じての求職実績に基づき行うこととしているが、大山高等学校は、平成21年度に、次のとおり、求職中の認定をしており適正でない。 求職活動を実際に行っているかを客観的に確認できる証明書類を整えていない。 年度を通じての求職実績を確認していない。	大山高等学校は、通知に基づき、求職中の認定事務を改めて行った。

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
教育庁	公共職業安定所業務の分担を適正に行うべきもの	職業安定法では、公共職業安定所長は、学生生徒等の職業紹介を円滑に行うために必要があると認めるときは、校長に公共職業安定所の業務の一部を分担させることができるとしている。 ところで、一橋高等学校は、飯田橋公共職業安定所長通知により、新規高等学校卒業者に対する公共職業安定所業務を分担することとなっているが、学校では、対象となっていない在校生に対して求職中の証明をしており、適正でない。	一橋高等学校において、平成21年度補助事業について、校長の証明による求職中の認定を行わないこととした。
教育庁	特別支援学校も転・退学にあたり副申書等を作成すべきもの	特別支援学校では、従来、病気や死亡による退学、住居移転による転学以外の転・退学が発生しなかったため、転・退学にあたり副申書を作成していない。 しかし、永福学園では、学校への不適応などによる転・退学が多く見られた。 都立学校教育部は、今後、永福学園のような障害の軽度な生徒を対象とした高等部職業学科設置校の整備を進めていくとしていることから、こうした学校における転・退学に当たっては、副申書を作成することなどにより、指導経過等の適切性が客観的に検証できるよう、学校を指導されたい。	知的障害の程度が軽い生徒を対象とする特別支援学校においては、転・退学にいたる指導経過等の適切性が客観的に検証できるよう、高等学校と同様に副申書を作成することとした。
教育庁	司書教諭を任命すべきもの	学校図書館法では、12学級以上の学校は、司書教諭を必ず置かなければならないとしている。 しかし、久留米西高等学校には、司書教諭の資格を有する教員が配置されなかったため、学校はこれを任命することができなかった。 人事部は、学校に司書教諭の資格を有する教員を配置されたい。	平成22年4月1日の人事異動において全都立学校へ有資格者を配置した。

〔平成 21 年行政監査（水道事業における監理団体への業務委託について）〕

対象局 （団体）	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
水道局 （株式会社 PUC）	総括差水量調査に係る事務処理を適切に行うべきもの	局は、総括（親）メータの計量水量と子メータの合計水量との差水量が総括（親）メータの計量水量の±15%を超えたときに、チェックリストを出力している。委託徴収事務処理要領では、このチェックリストが出力された場合、メータ異状、受水タンクの清掃等の有無を現地調査したうえで、調査結果をチェックリストの摘要欄に記入すること等を定めている。 ところで、八王子、立川、府中、日野、東久留米、武蔵村山、あきる野の各サービスステーションにおいて、調査状況を見たところ、多量の差水量が生じていながら調査に進展の認められないもの、現場調査の内容が記載されていないため適切に処理が行われているのか確認できないものが認められた。 各サービスステーションは、総括差水量調査に係る事務処理を適切に行われたい。 局は、各サービスステーションの調査状況を確認のうえ、指導を徹底されたい。	各サービスステーションは、指摘案件 8 件について再調査し、総括差水量調査に係る事務処理を適切に行った。 多摩水道業務本部は、総括差水量調査に係る事務処理について、平成 21 年 10 月の所長会議、平成 21 年 11 月 5 日付け事務連絡で周知徹底を図った。
水道局	総括差水量調査に係る事務処理を適切に行うべきもの	立川及び多摩給水管理事務所、八王子給水事務所は、平成 21 年 11 月、各サービスステーションの調査状況を確認した。 また、多摩水道改革推進本部は、平成 21 年 11 月 20 日付け事務連絡で株式会社 PUC に対して適正な事務処理を行うよう指導した。	
水道局 （株式会社 PUC）	汚水排出量認定通知等料金算定に係る書類を適切に管理すべきもの	多摩地区の下水道料金については、局が各市町から委託を受け、各サービスステーションにおいて、料金算定・請求等を行っている。 下水道料金は井戸や水道の使用量を下水排出量とみなし、これを基に算定するが、下水排出されない水量を含む場合は、各市町からの認定通知に基づく汚水排出量により、料金の算定・調定を行っている。 ところで、東久留米サービスステーションでは、水道使用者 A に係る平成 20 年 12 月～平成 21 年 1 月分の水道・下水道料金について、平成 20 年 11 月に送付された清瀬市からの認定通知を失念し、減水をせず料金を算定したことから、平成 21 年 1 月 30 日に料金の失効更正を行い、当該認定通知に基づく汚水排出量で算定し直している。 サービスステーション内でのチェック体制を確実にするなど、料金算定に係る書類について、適切な管理が必要である。	東久留米サービスステーションは、「汚水排出量（減量）申告書等受理兼処理確認簿」を作成し、書類を適切に管理できるよう改めた。 多摩水道業務本部は、「汚水排出量（減量）申告書等受理兼処理確認簿」を作成のうえ、書類を適切に管理するよう、平成 21 年 10 月の所長会議、平成 21 年 11 月 5 日付け事務連絡で周知徹底を図った。

対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
水道局 (株式会社 PUC)	料金算定 を適切な時 期に行うべ きもの	局は、料金の徴収にあたり、検針、算定、調定の事務を経て使用者に請求行為を行っている。営業業務運営要領によれば、料金の調定は検針結果データの送信日とするが、使用量の減量等がある場合には、その算定の入力日としている。 ところで、立川サービスステーションにおいて、料金更正算定票を見たところ、算定日を遅らせている案件が認められた。 これは、当初、要領のとおり算定したところ、水道使用者から経理上の都合で請求時期を遅らせてほしいとの申し出があったため、算定に用いる減量報告の受理日時を遅らせたこととして扱い、算定時期を遅延させているものである。	立川サービスステーションは、平成22年1月、お客さまに請求時期について説明し、2月請求分(平成21年12月から平成22年1月までの使用分)から、通常どおり請求している。 多摩水道業務本部は、料金算定について、平成21年10月の所長会議で周知徹底を図った。
水道局 (株式会社 PUC)	給水契約 に係る解約 年月日を適 正に取扱う べきもの	局は、料金算定の基準となる給水契約の解約について、水道使用者が使用中止の届出を怠っている場合で、水道使用者の実異動日が判明した場合には、実異動日をもって解約年月日とし、それにより水道料金及び下水道料金を算定することと営業業務運営要領で定めている。 ところで、多摩サービスステーションにおいて各給水契約の解約に係る給水停止票を見たところ、検針日を解約年月日とし、実異動日としていない事例が認められた。 解約日を実異動日と相違する日とした場合には、算定した料金が本来の料金とは相違してしまうため、適正でない。	多摩サービスステーションは、平成21年10月8日、給水契約に係る解約年月日を適正に取扱うよう所内で周知徹底を図った。 多摩水道業務本部は、解約年月日の取扱いについて、平成21年10月の所長会議、平成21年11月10日付け事務連絡で周知徹底を図った。
水道局 (株式会社 PUC)	履行延期 の特約に係 る事務処理 を適切に行 うべきもの	局は、料金が水道使用者の通常予定する支払額を著しく超え、かつ、使用者の経済状況等から判断し、一括による支払いが困難であるため履行期限を延長することがやむを得ないと認められる場合などにおいて、使用者の申込みに基づき支払期限を延期する履行延期の特約を認めている。 あきる野及び東久留米サービスステーションでは、支払期日が過ぎていながら履行延期の特約を解除していないことに加え、履行延期の特約申込書が廃棄され、保存されていない事例、使用者の申し出を受けて、履行延期の特約申込書を送付後、使用者から申込書が返送されていないため保存がないにもかかわらず、決定権者(局)の承認がないままに、履行延期の特約として支払期限を延期しているものが認められた。	あきる野及び東久留米サービスステーションは、指摘案件3件について、お客さまと折衝し、支払計画書を提出させるなど履行を延期する場合の事務処理を適切に行った。 多摩水道業務本部は、履行延期の特約に係る事務処理について、平成21年10月の所長会議で周知徹底を図った。

対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
水道局 (株式会社 PUC)	履行延期の特約に係る事務処理を適切に行うべきもの	八王子サービスステーションでは、履行延期特約に準じて、水道使用者から支払計画書の提出を受け、一定金額を定期的に窓口で支払う料金の分割納入を認めている。 そこで、支払計画書による分割納入者Bの状況を見たところ、同一規模の一般家庭の平均的な使用料金(世帯の構成人数を基に監査事務局で試算)と比較すると約2倍にのぼる状況にもかかわらず、未納額が増加し続ける支払計画となっており、支払計画そのものが破綻している状況が認められた。	八王子サービスステーションは、お客さまと折衝し、未納額が減少する支払計画書を改めて作成し、平成22年2月1日、支払計画書どおりに第1回目を領収した。 多摩水道業務本部は、支払計画書を作成する場合に水道使用者の状況を十分に踏まえるよう、平成21年10月の所長会議で周知徹底を図った。
水道局 (株式会社 PUC)	現場領収証書を適切に記載すべきもの	局は、現場で水道料金・下水道料金を徴収する際、もしくは端末機等の故障及び一時的な窓口繁忙等の場合に、現場用「水道料金・下水道料金等領収証書」(以下「現場領収証書」という。)を使用し、料金を徴収することとしている。 ところで、八王子、立川、府中、日野、東久留米、武蔵村山、あきる野の各サービスステーションにおいて、現場領収証書について見たところ、残金及び支払期日等が記載されていないものが認められた。	八王子、立川、府中、日野、東久留米、武蔵村山及びあきる野サービスステーションは、現場領収証書の記載方法について適切に記載するよう所内で周知徹底を図った。 多摩水道業務本部は、現場領収証書の記載方法について、平成21年10月の所長会議、平成21年11月5日付け事務連絡で周知徹底を図った。
水道局 (株式会社 PUC)	口座振替解約・停止整理表に係る事務処理を適切に行うべきもの	水道料金を水道使用者の口座預(貯)金から振り替える際、水道使用者、金融機関及び局(各サービスステーションを含む)のそれぞれの都合等により、振替不能となることがあり、その原因が預金不足以外の場合には、口座振替解約・停止整理表が料金徴収システムより出力される。各サービスステーションは、営業業務運営要領により、この整理表に基づき、振替不能原因等を調査し、調査時点で未納の場合には納入通知書を送付するとともに、調査先や調査結果、納入通知書発行日等の処理経過を整理表に記入することとなっている。 ところで、多摩及び町田サービスステーションにおいて、整理表を見たところ、要領に定める処理経過の記載がほとんどなく、適切に調査や納入通知書発行等の処理が行われたか確認できない状態が認められた。	多摩及び町田サービスステーションは、口座振替解約・停止整理表に係る事務処理を適切に行うよう所内で周知徹底を図った。 口座振替解約・停止整理表は、処理経過を記入するよう改めている。 多摩水道業務本部は、口座振替解約・停止整理表に係る事務処理について、平成21年10月の所長会議、平成21年11月5日付け事務連絡で周知徹底を図った。

対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
水道局	社会福祉施設に係る料金減額制度の適用を適正に行うべきもの	局では、社会福祉法の適用を受ける社会福祉事業のうち同法第2条第2項各号又は同条第3項第2号から第11号までに規定する事業を行う施設に対し、水道使用者等からの申請により、水道料金の減額を行っている。 多摩地区における料金減額申請は、各サービスステーションが受け付けた後、局が福祉保健局に確認して減額適用の可否を決定しており、適用後は、各サービスステーションが、減免適用者リストにより、料金減額制度の適用状況を確認している。 ところで、各サービスステーションにおいて、社会福祉施設の料金減額を受けている水道使用者及び水道使用施設について見たところ、以下のとおり減額が適正でない事例が認められた。 国又は地方公共団体が経営するもの（国又は地方公共団体が設置し、社会福祉法人等に経営を委託している場合を含む。）については、減額の適用を除外するとしているにもかかわらず、都又は市が設置している施設においても料金の減額を行っている。	多摩水道改革推進本部は、株式会社PUCに対して、平成21年10月30日付け事務連絡で適用を適正に行うよう指導した。 また、現地調査の実施を指示した。 相互に連携のうえ調査を進めた結果、減額の対象から外すべきものが認められたことから、15施設を適用外に改めた。 今後も、継続的に株式会社PUCを指導していくとともに、相互に連携を図り、減額制度の適用を適正に行っていく。
水道局 (株式会社PUC)	社会福祉施設に係る料金減額制度の適用を適正に行うべきもの	料金減額対象施設と対象外の施設が同一メータを使用しているため、減額対象外施設の水道使用分まで料金の減額を行っている。（この場合、別メータを設置するなどしないと、減額対象施設の水道使用分を減額できない。） 局及び株式会社PUCは、現在減額適用を受けている施設の調査を行うとともに、新規申請施設については、水道使用地への現場調査等を行うなど、相互に連携を図り、社会福祉施設に係る料金減額制度の適用を適正に行われたい。	多摩水道業務本部は、局の指導及び指示を受けて、平成21年10月の所長会で適用を適正に行うこと、現地調査を実施することを指示した。 相互に連携のうえ調査を進めた結果、減額の対象から外すべきものが認められたことから、15施設を適用外に改めた。 今後も、継続的に局への報告及び連絡を適切に行うとともに相互に連携を図りながら、減額制度の適用を適正に行っていく。

対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
水道局 (株式会社 PUC)	総計扱い の料金算定 を適正に行 うべきもの	同一の利用者が同一敷地内において2つ以上のメータにより水道を使用する場合、水道料金の算定は、各メータで計量した水量の合計を使用水量としている。また、従量料金は、合計基本料金に対応する給水管の呼び口径等の料金を適用して、料金の算定を行うこととしている(以下「総計扱い」という。) しかしながら、八王子、小平及び日野サービスステーションにおいて総計扱いの状況を見たところ、各利用者が複数のメータを設置しており、総計扱いにすべきところ、これを行っていない事例が認められた。 各サービスステーションは、総計扱いの料金算定を適正に行われたい。 局は、全サービスステーションに対し総計扱いを正しく適用するよう指導されたい。	八王子、小平及び日野サービスステーションは、指摘案件7件を総計扱いとした。 多摩水道業務本部は、総計扱いの適用について、平成21年10月の所長会議で周知徹底を図った。
水道局	総計扱い の料金算定 を適正に行 うべきもの	各サービスステーションでは、水道・下水道料金の算定後に、漏水分の控除などで、料金を再算定する場合、料金更正算定票を作成し、料金の失効・更正を行っている。 ところで、東久留米サービスステーションにおいて、この料金更正算定票の内容を確認したところ、次のとおり適切でない事例が認められた。 清瀬市立小・中学校(4校分)のプール用水道中止申請が東京水道サービス株式会社にファクシミリで届いたが、そのまま保管していたため、申し出た中止日以降も料金が発生し、料金算定後、更正処理している。 株式会社PUC側の業務認識不足及び東京水道サービス株式会社側の連絡不足により、工事用メータから総括メータ方式の親メータに切り替えることを怠ったため、料金算定後、更正処理している。 これらの更正に伴い還付加算金も発生しており、両者の円滑な連携は重要である。 東久留米サービスステーションは、相互の連絡を適切に行われたい。	多摩水道改革推進本部は、株式会社PUCに対して、平成21年10月30日付け事務連絡で総計扱いを正しく適用するよう指導した。
水道局 (株式会社 PUC)	サービス ステーション 内の相互 の連絡を適 切に行うべ きもの	各サービスステーションでは、水道・下水道料金の算定後に、漏水分の控除などで、料金を再算定する場合、料金更正算定票を作成し、料金の失効・更正を行っている。 ところで、東久留米サービスステーションにおいて、この料金更正算定票の内容を確認したところ、次のとおり適切でない事例が認められた。 清瀬市立小・中学校(4校分)のプール用水道中止申請が東京水道サービス株式会社にファクシミリで届いたが、そのまま保管していたため、申し出た中止日以降も料金が発生し、料金算定後、更正処理している。 株式会社PUC側の業務認識不足及び東京水道サービス株式会社側の連絡不足により、工事用メータから総括メータ方式の親メータに切り替えることを怠ったため、料金算定後、更正処理している。 これらの更正に伴い還付加算金も発生しており、両者の円滑な連携は重要である。 東久留米サービスステーションは、相互の連絡を適切に行われたい。	東久留米サービスステーションは、東京水道サービス株式会社との連携を図るため、定期連絡会の開催、「水道連絡票」を活用した連絡漏れ防止策を講じた。 多摩水道業務本部は、東京水道サービス株式会社との連携について、平成21年10月の所長会で周知徹底を図った。
水道局 (東京水道 サービス株 式会社)	サービス ステーション 内の相互 の連絡を適 切に行うべ きもの	東久留米サービスステーションは、株式会社PUCとの連携を図るため、定期連絡会の開催、「水道連絡票」を活用した連絡漏れ防止策を講じた。 多摩管路部は、株式会社PUCとの連携について、平成21年12月の所長会で周知徹底を図った。	

対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
水道局	現場領収 証書の保管 冊数を適切 に設定すべ きもの	局は、現場で水道料金・下水道料金を徴収する際、もしくは端末機等の故障及び一時的な窓口繁忙等の場合に、現場領収証書を使用し、料金を徴収することとしている。 ところで、八王子及び立川サービスステーションにおいて現場領収証書の保有状況を見たところ、大量に保管していたことが認められた。 しかしながら、現場領収証書は、仮に外部に流出した場合に悪用される可能性があり、受払い毎等に冊数、冊番号を確認する必要がある。また一時紛失の事故があったため、平成20年5月8日付けの事務連絡により、局が徹底管理を求めていることから、長期間に渡って使用予定のない現場領収証書を保管させ続けていることは、適切でない。	八王子給水事務所及び立川給水管理事務所は、平成21年11月5日、現場領収証書を八王子サービスステーションから64冊、立川サービスステーションから39冊引き上げた。 今後、保管冊数と使用実績予測数とに差が生じた場合は速やかに回収を行う。
水道局 (株式会社 PUC)	区部お客 さまセンタ ー業務委託 に係る英語 等対応オペ レータを仕 様書どおり に計画配置 すべきもの	お客さまセンター運營業務委託契約では、受託者は、業務に支障がないよう、英語等による受付業務及び問い合わせ対応ができる者を常時配置するものとされている。 ところで、平成20年度の人員計画における、PUCが英語対応可能者として認定しているオペレーターの配置について確認したところ、英語対応者が配置されていない時間帯が発生している状況が認められた。 さらに、常時配置は24時間365日とすべきにもかかわらず、日曜・祝日及び夜間(20時から翌日8時30分)については、配置適用外と誤認したまま人員計画を作成しており、英語対応可能者を配置していない日及び時間帯が同じく発生している。	区部お客さまセンターは、英語等対応オペレーターを常時配置するため、オペレーターのシフト表に、外国語オペレーター専用欄を設け、配置が容易に把握できるよう改めた。 平成21年12月から仕様書どおりに計画配置している。

対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
水道局 (東京水道 サービス株 式会社)	通水の確 認を適切に 行うべきも の	各サービスステーションは、指定給水装置工事事業者からの給水装置の工事受付、設計審査、工事(完成)検査等を行っている。 業務マニュアル等によれば、集合住宅等におけるメータの誤取付け等に起因する料金トラブルの発生を防止するため、事業者の工事責任者は、工事完成図と部屋番号及びメータ取付け位置について、誤りがないか全数の通水確認を行うこととなっている。 また、工事(完成)検査の申し込みに当たり、完成図をサービスステーションへ提出する時に、設計審査時に提出していた「指定給水装置工事事業者設計審査申込書」の通水確認欄に通水確認月日を記入することとなっている。 しかしながら、八王子、立川、府中及び小平サービスステーションにおいて、通水確認欄の記載状況を確認したところ、全く記載がされておらず、事業者が通水確認を行っているかどうか確認できないものとなっている。	八王子、立川、府中及び小平サービスステーションは、設計審査申込書の通水確認欄の記載を適切に行うよう所内で周知徹底を図った。 多摩管路部は、設計審査申込書の通水確認欄の記載について、平成21年11月の所長会で周知徹底を図った。
水道局 (東京水道 サービス株 式会社)	通水の確 認を適切に 行うべきも の	八王子、立川、府中及び小平サービスステーションにおいて、給水装置の新設・改造に伴う通水検査を確認したところ、検査を実施したとしていながら、検査実施後に、メータの逆取付けが発覚していることが認められた。 各サービスステーションは、通水検査を適切に行われた。 局は、実地監査を行った全てのサービスステーションにおいて、同一事象が生じていることから、チェックシートを用いて通水作業を行うなどの再発防止策を検討のうえ、サービスステーションの指導を徹底されたい。	八王子、立川、府中及び小平サービスステーションは、通水検査を適切に行うよう所内で周知徹底を図った。 多摩管路部は、局から通水検査時にチェックシートを活用するよう指示があったことから、平成22年1月28日付け事務連絡で平成22年2月から実施するよう周知徹底を図った。
水道局	通水の確 認を適切に 行うべきも の		立川及び多摩給水管理事務所は、東京水道サービス株式会社に対して、平成22年1月28日付け事務連絡、平成22年1月の東京水道サービス株式会社所長会でチェックシートを活用して完成検査時の通水検査を実施するよう指導した。

対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
水道局 (東京水道 サービス株 式会社)	工事検査 申込みに伴 う水質確認 を適切に行 うべきもの	給水管及び指定給水装置工事事業者工事に係る工事検査申込書には、給水管が誤接続などされていないかの確認のため残留塩素濃度を記載する水質確認欄があり、工事検査担当者は、残留塩素濃度の記入及び確認を行うこととなっている。 ところで、墨田給水管工事事務所において、工事検査申込書を確認したところ、水質確認欄がないもの、残留塩素濃度の記載がないものが認められた。	墨田給水管工事事務所は、工事検査担当者による「残留塩素濃度」の工事チェック表から工事検査申込書への転記及び指定事業者施工における残留塩素濃度の測定結果記録の確認を確実に行うこととした。 また、施設整備部は、工事検査申込みに伴う水質確認を適切に行うよう、平成21年11月25日及び平成21年12月4日付けで各給水管工事事務所に文書をもって、周知徹底した。
水道局 (東京水道 サービス株 式会社)	検定有効 期限満了メ ータの引換 えが済んで いない事例 について適 正に対応す べきもの	局は、東京都給水条例により、使用水量を計量するため給水装置にメータを設置しており、メータは、計量法等により検定有効期限が定められているため、各サービスステーションは、局が別途契約している業者に検定有効期限満了メータの引換えを発注している。 その際、メータの引換えができなかったものについて、業務委託仕様書は、速やかに現場調査を行うことを求めている。 また、検定有効期限満了メータの状況を把握するため、「給水装置業務事務取扱」により、各戸別の未引換理由、交渉経過等を記録した交渉経過簿を作成することとしている。 また、事務取扱では、検定有効期限満了メータの引換えが困難な場合について、同条例の規定に基づき、給水管理事務所が水道使用者等に対して改善指示等を行うものとし、各サービスステーションは、業務委託仕様書に基づき、業務施行中に自ら解決できない問題が生じた場合、監督員である給水管理事務所へ届け出て、その指示を受けることとしている。 ところで、八王子及び小平サービスステーションにおいて、検定有効期限満了メータの引換状況を確認したところ、引換えが済んでいないものについて、交渉経過簿を作成してないものや、給水管理事務所へ届け出て、その指示を受けるべきものが認められた。	八王子及び小平サービスステーションは、指摘5件のうち2件の引換えを完了し、残り3件について局に報告した上で交渉中である。 また、多摩管路部は、メータ有効期限内に交換ができない箇所については、その理由について請負業者が、交渉経過についてはサービスステーションが「メータ引換未施工調査報告書兼処理経過書」に記載し、検定有効期限満了メータの引換えが困難な場合も同書式により局へ報告することとし、平成21年12月の所長会で周知徹底を図った。

対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
水道局 (東京水道サービス株式会社)	切り離し 工事に関する業務を適切に行うべきもの	局は、東京都給水条例により、使用見込みのない給水装置の所有者等に対して当該給水装置の撤去義務を課している。 多摩地区で撤去義務が履行されずに放置されているものについて、東京水道サービス株式会社は、株式会社PUCへ料金徴収システムから切り離し対象リスト等を出力するよう依頼し、東京水道サービス株式会社の各サービスステーションは、リストに基づき給水装置の撤去の可否を調査し、調査結果に基づき、局は、必要に応じて切り離し工事を実施している。 ところで、八王子及び立川サービスステーションにおいて、リストに基づく東京水道サービス株式会社の調査状況について見たところ、以下のとおり適切でない状況が認められた。 八王子サービスステーションでは、調査に係る記述がないため、十分な調査が行われていない。 また、立川サービスステーションでは、東京水道サービス株式会社が株式会社PUCにリストの出力を依頼していないため、調査が全く行われていない。 当該リストは、年に一度の出力であり、確実に保存しなければならないが、市が業務を行っていた時代に出力されたリストの一部が保存されていない。 各サービスステーションは、切り離し工事に関する業務を適切に行われたい。 局は、過去に出力されたリストをシステムで再度出力するなどして、東京水道サービス株式会社に対して必要な情報を提供されたい。また、東京水道サービス株式会社の調査が効果的に行われるよう、基準を定めたい。また、東京水道サービス株式会社を通じてサービスステーションを指導されたい。	八王子及び立川サービスステーションは、局が改めて出力した過去分を含めた切り離し対象リスト全数分の配布を受け、調査、切り離し工事の実施、切り離し工事後の事務処理を適切に行うこととした。 また、多摩管路部は、平成21年12月の所長会で適切な事務処理について周知徹底を図った。
水道局	切り離し 工事に関する業務を適切に行うべきもの	多摩水道改革推進本部は、東京水道サービス株式会社に出力リストを配布し、必要な情報を提供した。 また、切り離し工事の対象を明確にするよう事務取扱を改正し、平成21年12月28日付け事務連絡により、各給水管理事務所及び東京水道サービス株式会社に対し、切り離しリストに基づき、配水管布設替工事や各種工事に併せリストの消し込みを行い、切り離し工事を実施するよう指導した。	

対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
水道局	立会検査の指定が有効なものとなるよう適用基準を見直すべきもの	配水管からの分岐又は撤去工事を東京都指定給水装置工事事業者が施工する場合、局が別途指定する指定事業者の工事については、施工時に立会検査を行うこととしている。一方、対象外工事である時には、パトロールとして、施工当日の現場巡回と現場写真等の確認による検査を行うこととしている。 ところで、局は月2回、この立会検査の対象となる指定事業者を一覧にして各給水管工事事務所に配布している。 しかしながら、工事承認申請時には、立会検査の対象外で、工事施工時に、立会検査対象の指定事業者工事となった場合でも、立会検査の対象外としてパトロールとなる可能性がある。これは、安全確保の観点で立会検査の対象を随時指定している趣旨から外れてしまうこととなり、適切でない。	給水部は、平成22年2月15日受付分の給水管(取付・撤去)工事承認申請から立会検査の適用基準を施工予定日とし、立会検査の指定が有効となるよう給水課事務取扱手続・指定給水装置工事事業者工事施行要領を改正し、平成22年2月3日付け通知により東京水道サービス株式会社に周知徹底を図った。
水道局 (東京水道サービス株式会社)	工期の進行管理を適切に行うべきもの	東京水道サービス株式会社は、多摩地域水道施設管理業務委託契約により、管路等維持管理業務等を受託している。 会社の多摩管路部では、管路・附属施設の補修工事について、所管の管路管理課等が調査を行った後、局が契約した請負業者に対し、工期予定を記載した工事施工通知を作成・交付し、補修工事を行わせている。また、「施行決定並びに経過簿」によりその工事に係る指示・完了・検査等の進行管理を行っている。 ところで、「施行決定並びに経過簿」により、会社の元本郷管路管理課における補修工事に係る進行管理状況を確認したところ、工期終了予定日までに工事が完了していない工事案件が散見され、工事完了遅延が妥当なものであるか、また、会社が承認しているものであるか確認できなかった。	多摩管路部は、管路等補修工事に係る工期の進行管理を適切に行うため、施工請負業者に対し、工事完了予定日を過ぎる工事について、局が定めた「工事遅延理由書」を提出するように改めた。また、提出された「工事遅延理由書」は社内で決裁後、局へ提出することとし、平成21年12月3日付け事務連絡で周知徹底を図った。
水道局	工期の進行管理を適切に行うべきもの	さらに、局と施工請負業者との契約には工期変更及び完了遅延の条項があり、工事指示者である東京水道サービス株式会社が第一義的に工期延期に係る承諾等について決定を行う必要があるにもかかわらず、局は工期変更等について処理手順を定めておらず、東京水道サービス株式会社に対して適切な指導を行っていない状況も認められた。	多摩給水管理事務所は、工事完了予定日を過ぎる工事について、施工請負業者から多摩水道改革推進本部が定めた「工事遅延理由書」を提出させ、速やかに内容精査及び承認を行ったのち、局に提出するよう、東京水道サービス株式会社に対して指導した。また、平成21年12月に会社との合同担当者会議を実施し周知徹底を図った。

対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
水道局 (東京水道 サービス株 式会社)	巡回点検 を適切に行 うべきもの	会社は、局から受託している多摩地区水道施設運転管理等業務のうち、集中管理室における浄水所、給水所、配水所及び増圧ポンプ所等の巡回点検等の補助業務を再委託している。 ところで、元本郷集中管理室で日野増圧ポンプ所の巡回点検について、局に提出している巡回点検報告書と再委託事業者が集中管理室に提出している巡回点検報告書とを照合したところ、高圧の巡回点検時に特別高圧の巡回点検票を使用したため、巡回点検の施設項目が満たされていない事例が認められた。	多摩設備部は、複数あった点検記録票を統合した上で巡回点検を行うこととし、再委託先の履行確認の方法については、平成21年12月より、現場責任者及び交替勤務責任者の複数で点検記録表を確認することとした。 なお、平成21年11月18日付け事務連絡により、再委託先並びに社内に周知徹底を図った。
水道局 (東京水道 サービス株 式会社)	他企業工 事立会の立 会変更につ いて記録を 残すべきもの	東京水道サービス株式会社多摩管路部では、他企業等から接近工事の立会い等の依頼があった場合には、依頼者が用意する関係図面等に基づき、接近する水道施設について位置確認を行い、施設防護などの措置が必要な場合には施工協議案を作成している。また、局、依頼者、多摩管路部の3者によりこの施工協議案の決定を行っている。 ところで、立川管路管理課及び元本郷管路管理課において立会状況を確認したところ、施工協議で水道施設の近接地を掘削する場合には、課の立会いを行うとしているものの立会いを行っていないものが認められた。 各課では、協議後依頼者側が掘削場所を変更したことにより立会いの必要がなくなったためとしているが、それに係る文書、記録はなく確認できない状態となっていた。	多摩管路部は、他企業工事立会の変更について、変更理由等を記録した協議録(既存様式)を作成し、局の承認を得ることとした。 また、平成21年12月24日付け事務連絡において、社内の周知徹底を図った。
水道局 (東京水道 サービス株 式会社)	配水管工 事に伴う工 事立会の内 容について 、実施計画 書案を策定 すべきもの	会社は、局から「多摩地域水道施設管理業務」を受託している。 この受託業務のうち、工事管理業務(局が別途発注する配水管布設替等の工事管理業務)の仕様書を見たところ、配管作業については、原則としてパトロールによる立会いを行い、立会いの内容について(配管工事)請負者の施工計画に合わせた実施計画書案を策定し、事前に局の監督員へ提出することになっている。 しかしながら、多摩管路部立川管路管理課において確認したところ、工事立会いは行われていたものの、その前段である実施計画書案は策定されておらず、局の監督員への提出もないことが認められた。	多摩管路部は、配水管工事に伴う工事立会いの内容について、仕様書に基づく、実施計画書案を作成することとし、平成21年11月24日付け事務連絡で周知徹底を図った。

対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
水道局 (東京水道 サービス株 式会社)	指名業者 選定委員会 に付議すべ きもの	会社は、局から受託した「多摩地域水道施設管理業務委託」のうち、浄水所、給水所等の草刈り及びせん定等作業に関わる施工現場の立会い及び確認作業について、Cほか4社に再委託している(契約件名:浄水施設管理業務(草刈り等)確認作業委託単価契約、契約金額:1,159万8,090円)。 会社の契約事務規程によれば、一件の予定価格が1千万円以上の業務委託等の請負に関しては、指名業者選定委員会に付議しなければならないこととなっている。 ところで、指名業者選定委員会の開催状況を確認したところ、当該案件は予定価格が1千万円以上の業務委託であるにもかかわらず、指名業者選定委員会に付議していないことが認められた。	管理部は、平成21年12月の部内会議において、「指名業者選定委員会への付議について」を周知し、契約事務規程における一件の予定価格が1千万円以上の業務委託等の請負に関して指名業者選定委員会への付議を適正に行うよう、再発防止の周知徹底を図った。
水道局 (株式会社 PUC)	契約事務 を適切に行 うべきもの	会社が契約した「貯蔵品事務管理システムの本番用ソフトの購入について」等を見たところ、D社のソフトウェアを更新する必要があったことから、平成20年3月31日にインストール作業を行い、契約を更新作業の事後である平成20年9月30日に締結していることが認められた。 会社の調達運用規程では、緊急の必要により調達する緊急契約の場合であっても、事前に調達に係る決定権者の承認が必要であり、納入後は、速やかに契約事務を行うべきであることから適切でない。	株式会社PUCは、発注に先立って、担当部署が新たに「発注確認票」を作成し、緊急契約の場合であっても、決定権者の承認がなければ調達できないよう防止策を策定し、平成22年2月から実施した。 なお、平成22年1月22日付け通知にて社内に調達運用規程の厳守及び上記防止策の実施について周知徹底を図った。
水道局 (東京水道 サービス株 式会社)	貸与被服 の管理を適 切に行うべ きもの	会社では、被服規程を定め、被服の貸与管理を行っている。当該規程によれば、退職又は長期に職務に従事しない場合は、貸与した被服を管理部へ返還することとなっている。 ところで、退職者等の貸与被服返還処理について見たところ、本社退職者等以外は、事業所の所属長までの返還処分とし、共用被服へ転用してもよいとしているが、退職等該当者からすべての貸与被服が返還されたのか、廃棄されたのか、共用被服とされたのか、廃棄した場合、どのように処分されたのか、事業所で保管している共用被服が何着あるのか、管理部は、事業所分について把握していない状況が認められた。	管理部は、平成21年11月27日付け通知により、退職者等から返還された被服調査を実施した。その結果、返還総数545点、事業所等保管数121点、廃棄数424点(すべて裁断して廃棄)であることを確認した。 また、平成21年12月9日付け通知により、返納時の取扱いについて、周知徹底を図った。

〔平成 21 年行政監査(東京港臨海地域における公の施設の管理運営について)〕

対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
港湾局 (東京港埠頭・テレポ ートセンタ ーグループ)	自家用電 気工作物の 管理を適切 に行うべき もの	東部地区公園グループ(18公園)の管理運営方針においては、施設維持管理について、指定管理者は、電気設備を点検調整し良好な状態に維持するとともに、故障時については適切に対処することとされている。 ところで、指定管理者による自家用電気工作物の定期点検結果に対する対処状況について見たところ、不具合の初回報告月日から、最長1年半以上にもわたって対応がなされていないなど、長期にわたって不具合への対応がなされていないものが多数認められたのは適切でない。 指定管理者は、自家用電気工作物の定期点検において不具合が報告された場合は、速やかに対応されたい。 局は、指定管理者に対して、自家用電気工作物の管理を適切に行うよう指導されたい。	指定管理者は、検査で改修指示のあったところについて対応を行った。 また、局は、平成22年2月4日に文書で指定管理者に対し、自家用電気工作物の管理を適切に行うよう指導した。 今後は自家用電気工作物の定期点検において、不具合が報告された場合は、速やかに修繕を実施し、経年劣化等により修繕が必要と指定管理者が判断したものについては、工事方法を決め、東京都と協議のうえ修繕工事を実施する。
港湾局 (有明テニ ス・マネー ジメントチ ーム)	有明コロ シウムにお ける空調の 保守点検業 務を適切に 行うべきも の	有明テニスの森公園の指定管理者は、管理運営方針において、専門業者による空気調和機の調整点検を行うこととされているため、有明コロシウム内に設置してある合計116台の空調のすべてを対象として「平成20年度有明テニスの森公園空調保守点検委託」契約を締結している。 ところで、当該契約の履行状況について見たところ、仕様書においては、有明コロシウム内に設置してある合計116台の空調を点検対象として、年4回の点検で延べ464台分の点検を行う必要があるにもかかわらず、指定管理者が誤って指示したため、運転停止分(延べ80台(17.2%))の点検が行われておらず適切でない。	空調の保守点検業務については、契約したすべての空調116台分の調整点検を着実にを行うよう社員に徹底した。

対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
港湾局 (若洲シー サイドパー クグループ)	若洲ヨット訓練所のインストラクター等を資格基準に基づいて採用・配置すべきもの	若洲海浜公園のヨット訓練所では、ヨット教室を実施しており、指定管理者は、インストラクター等の資格基準を定めているが、この資格基準とインストラクター等の資格などについて見たところ、次のような問題点が認められた。 統括責任者及び準統括責任者(4名)のうち1名が小型船舶操縦士免許を持っておらず、統括責任者の資格基準を充足していない。 統括責任者級の者について、講師カードに、財団法人日本体育協会スポーツ指導員資格の有無を記載していないものがあるなど、資格の有無を把握していない。 一般インストラクターの中にバッジテスト4級(中級)以上の資格を充足しない者が2名、記載がない者が3名いる。前者は資格基準に反してインストラクターとして採用しており、後者は資格の有無を明確に把握していない。	統括責任者及び準統括責任者には、資格基準を充たしている者を任命することとした。 現在の統括責任者はすでに資格を取得しているため、講師カードに記載した。 バッジテスト4級を取得していない者のうち1名は、平成21年12月に中級バッジテスト認定済みであり、もう1名は、インストラクターとして採用しないこととした。 バッジテスト4級保持を講師カードに記載していない者のうち2名は、講師カードに認定証番号を記載し、1名については、インストラクターとして採用しないこととした。
港湾局 (日比谷アメニス南部地区(18公園)グループ)	利用料金の徴収事務について内部統制の体制を整備すべきもの	南部地区公園グループ(18公園)の指定管理者は、管理運営方針に基づいて、大井ふ頭中央海浜公園(スポーツの森)における利用料金の徴収を行っているが、この利用料金の徴収事務について見たところ、徴収、減免、還付、現金管理の取扱いに改善を要するものが多数認められた。 これは、受付作業等のマニュアルはあるものの、減免、還付等の徴収事務の手続について、確認要件や必要な証拠書類などを詳細に定めたマニュアルがないこと、調定時に、減免・還付等の証拠書類等の突合、検証をする内部統制の体制がないことなどによるものである。	徴収、減免、還付、現金管理の取扱いに関して改善が必要とされた事項については、指摘を踏まえて改善策を検討し、検討内容を反映させたマニュアルを作成した。

対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
港湾局 (有明テニス・マネージメントチーム)	利用料金の徴収事務を適正に行うべきもの	有明テニスの森公園の利用料金については、管理運営方針において、利用料金を収受した場合は、指定管理者の領収書を発行し、また、降雨等により使用不能となった場合は、利用料金を還付するものとされている。 ところで、利用料金の徴収事務について見たところ、次のような問題点が認められた。 指定管理者は、降雨等により使用不能となった場合には、利用料金を還付すべきであるにもかかわらず、降雨等により使用不能分の申請がなかったものとして調定変更を行い、現金を払い戻していることから、還付金の計上が一切行われておらず、還付実績が把握できない状況となっている。 降雨等により使用不能となった場合の還付について、利用者が当日受領に来なかった場合に、還付未済金が発生するが、使用不能分の申請がなかったものとして、調定変更を行っていることから、還付未済金が簿外の管理となっている。	当公園売上日計表において、払戻し実績(金額・中断時間帯)が解るよう、様式の変更を行った。 還付をした場合の処理については、払戻し実績(金額・時間帯・理由)が解るよう、利用申請書類に還付様式等の追加を行うなど、様式の一部変更を行い、領収金額の変更を行わないよう事務処理の是正を図った。 還付未済金については、帳簿への記載を実施し、適正な管理を着実に実施するよう平成22年3月の係内全体会議により指導徹底した。
港湾局 (日本野鳥の会グループ)	利用料の免除に係る取扱いを適正に行うべきもの	東京港野鳥公園の利用料については、東京都海上公園条例で規定する使用料、占用料及び利用料の取扱基準において、有料公園の利用料の全額を免除できるものについて、国又は地方公共団体が利用するとき、幼稚園、小学校、中学校の教員等が、正規の教科のために児童又は生徒を引率して利用するときなどとされている。 また、10名以上の団体については、ガイド対応や駐車場の調整のため、事前に申込書により受付を行っている。 ところで、指定管理者が行う利用料の免除に関する事務手続について見たところ、免除できるか否かを判断する根拠がないまま免除していることから、学校等の教員等が、正規の教科のために児童を引率して利用したものであるか否かが確認できないものが認められた。	利用料の免除について、免除できるものであることを証する書類や要件等を明記した事務手続が定められたマニュアルを作成し、スタッフに周知した。

対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
港湾局 (日本野鳥の会グループ)	団体利用における入場料徴収事務の適正性を確保すべきもの	東京港野鳥公園の指定管理者は、管理運営方針に基づいて、利用料の徴収事務を行っている。利用料徴収の手順は、個人利用の場合は、券売機で入場券を購入することとされ、団体利用の場合は、団体割引の手続をとった上で、窓口において施設の利用料(以下「入場料」という。)を現金で徴収し、団体入場券兼領収書(2枚複写)のうち、2枚目の領収書を来園者に渡し、1枚目は控えとして保管することとされている。 ところで、団体利用における入場料の徴収事務について見たところ、指定管理者は、団体入場券兼領収書を連番管理しておらず、また、同領収書の発行簿等も作成していないなど、事務処理上の過誤や亡失を防止し、事務の適正性を担保できない状況が認められた。	団体利用における入場料徴収事務の実施に当たり、事務処理上の過誤や亡失を防止するために、団体入場券兼領収書を連番管理するとともに、同領収書の発行簿を作成することにより、徴収事務の適正管理を行うこととした。
港湾局 (東京港埠頭株式会社)	使用許可事務の適正性を確保すべきもの	客船ターミナル施設の管理運営基準において、指定管理者は、施設の使用許可に伴い各使用許可通知書を交付し、使用料を徴収したときは、納入者に領収書を交付することとされている。 ところで、晴海客船ターミナルにおける使用許可手続に係る事務処理について見たところ、指定管理者は、使用許可書及び領収書を連番管理しておらず、また、窓口にかかれた領収印の使用簿も作成していないなど、事務処理上の過誤や亡失を防止し、事務の適正性を担保できない状況が認められた。	使用料徴収事務の実施に当たり、事務処理上の過誤や亡失を防止するために、使用許可書及び領収書の連番管理を行うとともに、領収印使用簿を作成することとした。
港湾局 (日比谷アメニス南部地区(18公園)グループ)	大井ふ頭中央海浜公園における有料施設の利用料金の取扱いを適正に行うべきもの	南部地区公園グループ(18公園)の指定管理者は、自主事業として、大井ふ頭中央海浜公園において、テニス教室及び野球教室を実施しているが、これらの実施に伴う利用料金について見たところ、次のような不適正な事例が認められた。 テニス教室に係るテニスコートの利用は、講習の対価として料金を徴収しており、取扱方針に定める講習利用であるにもかかわらず、「営業目的の利用」の利用料金(平日2,250円)を適用せず、1時間750円としている。 野球教室に係る野球場の利用について、局は、事業者から、野球教室の開催に伴う利用申請があったため、指定管理者に対して、取扱方針に準ずること、また、料金の設定については、条例に定める手続を行うことと通知しているにもかかわらず、指定管理者は、条例に定める手続を行わないまま、規定料金(平日2時間以内3,000円)の1.5倍の料金(4,500円)を徴収している。	テニス教室に係る利用料金については、取扱方針等に則った取扱いに適正化することについて、平成22年3月1日付けで関係者に通知した。 野球教室に係る利用料金については、規定料金による利用料金とする旨を、平成22年3月5日、都知事あて申請した。

対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
港湾局	船舶給水事業について効率的な管理を行うべきもの	船舶給水施設の指定管理者は、管理運営基準において、給水を行った場合には、給水量の確認を行うこととなっている。 ところで、この給水量と給水に要した水道使用量について見たところ、両者の差異が年間4,605m³あることが認められた。 しかしながら、局は、指定管理者から給水量の報告を受けているにもかかわらず、これまで給水量と水道使用量との突合を行っていなかったことから、この状況を把握しておらず、差異の原因が捨て水であるか漏水であるかの原因究明を行っていない。	水道局の請求書類にある水道使用量と、指定管理者の報告資料にある施設使用許可数量について、「船舶給水原水・給水実績対比表」を都の担当者が入力し、検証するようにした。 同表について、指定管理者にも提供し、水漏れ等の早期発見・修繕に努めてもらうこととした。
港湾局 (東京港埠頭株式会社) (東京港埠頭・テレポートセンターグループ)	利用促進・活性化に向けた広報・情報発信を行うべきもの	晴海・有明・青海客船ターミナル及び竹芝客船ターミナルの指定管理者は、事業計画書において、都民に客船ターミナルの魅力をアピールするために、広報・情報発信の取組を行うとしている。 ところで、広報・情報発信の状況について見たところ、次のように、事業計画書に記載された取組が実施されておらず、また、施設利用者に有用な情報が発信されていない状況となっていることが認められた。 青海客船ターミナル 当該ターミナルは平成20年10月から休館しているが、ホームページには、休館の表示がなく、写真展が開催されている旨の表示がされており、休館とは認識できない状況となっている。 竹芝客船ターミナル 船客待合所において、インフォメーションコーナー(広報棚)に、構内飲食施設等が記載された当該施設の案内用パンフレット、伊豆七島や小笠原村の観光産業振興に寄与するパンフレット等が置かれていない。	ホームページにおいて、「開館・閉館についてのお知らせ」の情報を掲載した。 船客待合所において、インフォメーションコーナー(広報棚)に、構内飲食施設等が記載された当該施設の案内用パンフレット、伊豆七島や小笠原村の観光産業振興に寄与するパンフレット等を配置した。
港湾局 (日比谷アメニス南部地区(18公園)グループ)	大井ふ頭中央海浜公園の多目的広場を活用すべきもの	大井ふ頭中央海浜公園の多目的広場は、局が、工事用地として、水道局に使用許可していたが、平成21年4月に工事が終了し返還されたことから、指定管理者の管理範囲に含まれることとなった。 ところで、多目的広場の活用状況・計画について確認したところ、公園の概要等を示した管理運営方針及び管理範囲を示す図面に「駐車場」と表記されていることから、指定管理者は、多目的広場であるとの認識がなかったため活用しておらず、今後の活用計画もない状況であることが認められた。	平成22年度に行うイベント事業の造園フェスティバルの会場とする等、多目的広場の活用を推進する。

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
港湾局	自主事業に係る事業計画書の承認を効率的に行うべきもの	客船ターミナル施設の指定管理者は、指定管理者選定時に提案した事業計画書に基づく年間業務実施計画書を作成し都の承認を得ること、年間業務実施計画書を変更する場合も同様とすることとしている。 さらに、施設の活性化を図るために指定管理者が自主的に事業を実施する（以下「自主事業」という。）場合は、事業ごとに、その都度、事業計画書を局に提出し、局の承認を得る必要があるとしているが、このため、指定管理者は、イベント等自主事業の企画に当たって、企業等との計画的・効率的な交渉・調整及び効果的な広報が行えず、新たなイベント等の誘致・企画・広報も困難な状況となっている。 客船ターミナル施設の本来目的の利用予定とその他の有効活用との調整については、管理運営基準において行うことと定められているものであり、あらかじめイベント等自主事業の実施に係る条件を定め、それを踏まえた年間又は一定期間の事業計画書の作成・承認を行うこと、計画の範囲を超える場合などは、事業計画書の変更手続により対応することにより、自主事業を計画的かつ効率的に企画・実施することが可能である。	自主事業については、これまで事業ごとに、その都度、承認していたが、年間又は一定の期間の事業計画を包括的に承認することとし、平成２２年２月１８日付け２１東港運第９２７号により指定管理者に通知した。 実施時期に客船の入出港等との調整、事業内容・規模の変更などが生じた場合は、その都度協議させ、必要に応じて変更手続を取る。
港湾局	客船ターミナル施設における利用者満足度調査について指針の策定を検討すべきもの	客船ターミナル施設では、局の指示に基づき、利用者アンケートを実施しているが、その実施状況について見たところ、次のような問題点が認められた。 リピーターの多寡は、利用促進策の効果及び利用者満足度の充実の指標の一つであるが、竹芝客船ターミナルのアンケートには当該施設の利用回数の設問がない。 情報取得の簡便性や広報等の情報発信は、サービス向上の指標の一つであるが、晴海・有明・青海客船ターミナル及び竹芝客船ターミナルの来館者に対するアンケート（イベント時アンケートを除く）には、当該施設の認知及び利用の契機となった広報媒体等に関する設問がない。 晴海・有明・青海客船ターミナルのアンケートでは、回答選択肢のうち、「その他」や「不満」の回答に対して、聞き取り調査であるにもかかわらず、その詳細内容について、調査しておらず、詳細内容が不明なことから、適切な分析・反映ができない。 このように、指定管理者が、利用者満足度を検証し、その結果を管理業務に反映することができない状況となっている。	アンケート調査において、利用者満足度を適切に把握し、管理運営業務にその結果を反映するよう、平成２２年２月１８日付け２１東港運第９２７号により、指定管理者に通知した。

〔平成 21 年工事監査〕

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
病院経営本部	超音波室改修工事を適正に行うべきもの	超音波室改修工事について見たところ、内視鏡室を広くするため、避難通路である廊下をシャッターで閉鎖し、超音波室を設けている。 ところで、災害発生時における避難では、安全に避難できる歩行距離の確保、2 方向への避難の確保、及び障害物の無い避難通路の確保などが求められる。 したがって、新たな避難通路を確保せず、既にある廊下をシャッターで閉鎖し、超音波室を設けていることは、建物の安全面での機能が損なわれ不適正なものである。	病院では、指摘対象となった施工箇所については、平成 21 年 11 月にシャッター撤去等の原状回復措置を行い、避難通路を確保した。 今後改修工事を行う際は、全体の配置計画を検討し、避難経路の確保を念頭において進めていく。 本部は、平成 22 年 2 月 18 日付けで、各病院に対し、監査指摘を十分踏まえ、適切な工事を行うよう文書により指導した。
建設局	受変電設備改修工事における配電方式を適切に選定するよう検討すべきもの	石神井公園野球場受変電設備改修工事の野球場照明鉄塔への電源供給設備の改修について見ると、改修前の既存設備と同様に、高圧配電方式を採用している。 しかしながら、本公園の拡張計画があるものの、野球場は狭隘で照明負荷も小さく、受変電設備から各鉄塔までの距離が比較的短いので、低圧配電方式での配電も選択肢として考えられる。 仮に、既設照明鉄塔まで低圧配電を行えば、受変電設備に変圧器 1 台の増設が必要となるものの変圧器盤 4 基等の設置が不要となり、積算額にして約 1,929 万円が縮減できる。	局は、平成 22 年 1 月の技術担当課長会で、監査結果について報告するとともに、再発防止を徹底するよう注意喚起を行った。 所は、「技術検討会」を所内に設置して、予算見積時、設計委託発注時の基本方針、設計作業中の設計積算内容、施工現場における施工方法について、チェック体制を強化することとした。 また、平成 21 年 12 月に公園緑地部主催の設計・工事担当者会議で指摘事項をはじめとする要注意点を周知確認した。 さらに、設計・工事改善検討委員会を設け、所と連携して改善を図っていく。

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
東京消防庁	改修工事における内装の仕様設定について検討すべきもの	若林単身待機宿舎（２０）耐震改修工事における寮室床仕上げ材の複合フローリングについて見ると、庁で統一した仕様が定められていないことから、標準的なものに比べ割高なものを特記仕様書で指定している。 しかし、本件の寮室床仕上げの仕様を標準品に見直すことで、より経済的に設計することが可能であり、設計の効率化を図る上からも、内装の標準的な設計仕様を設定すべきである。 仮に、定期刊行物等に掲載されている、複合フローリングの標準品で設計を行うと、積算額約３０３万円が縮減できるものである。	東京消防庁は、施設課課内会議を平成２１年３月に開催し、平成２１年工事監査の結果を課員に周知した。 今回の意見・要望事項に基づき、東京消防庁庁舎等設計標準を平成２１年６月１５日付けで改訂し、内装仕様について追加設定した。 また、東京消防庁の平成２１年度建築工事積算標準単価補足表の内装工事に単価を追加設定した。
教育庁	ＬＡＮ機器収納ラックの仕様を適切に設計すべきもの	都立拝島高等学校ほか１１校（２０）校内ＬＡＮその他設備工事におけるＬＡＮ機器を収納するラックの仕様について見ると、周辺機器類や今後増設されるであろう機器を収納する目的で大きいタイプのラックを採用している。 しかしながら、「都立学校ＬＡＮ設置・設計マニュアル」によれば、経済的で省スペースな小型のもので十分であり、大きいタイプのラックを採用する必要はない。他の校内ＬＡＮ整備工事においても、同マニュアルによる小型ラックを採用配置している。 このため、積算額約６３２万円が過大なものとなっている。	指摘事項について、平成２１年４月の「教育庁営繕技術連絡会議」において周知徹底した。 また、平成２１年度のＬＡＮ設備工事については、指摘事項を踏まえ、「都立学校ＬＡＮ設置・設計マニュアル」に基づき経済性のある適切な収納ラックを採用し施工した。 さらに、平成２２年１月の「教育庁営繕技術連絡会議」で、あらためて指摘の主旨を十分踏まえ周知し再発防止を図った。

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
都市整備局	コンクリートの単価設定を適正に行うべきもの	都営住宅２０Ｈ－１０８西（昭島市拝島町三丁目）工事におけるコンクリートの単価設定について見ると、局の積算基準では地区別の単価を適用することと定められており、本件工事は昭島市ほか１６市の地区単価を用いることとなっている。 しかしながら、積算では適用する地区を誤って、千代田区ほか１６区の地区単価を用いている。 このため、積算額約４７４万円が過大なものとなっている。	局は、関係部署に対して「平成２１年度工事監査の結果及び対応について」（平成２２年１月１３日付け）で、周知と速やかな対応の再度の徹底を通知した。 また、平成２２年２月に「平成２１年工事監査報告会」を開催し、当該案件を含め、平成２１年工事監査全指摘案件を周知した。 当該事務所では、担当者が最終自己チェック表（適用地区名、単価日）を作り、パソコン上及び紙ベースで単価表を確認した後に次の照査担当へ回すこととし、照査担当はチェック欄を確認し、単価表での再照合をすることでダブルチェックをし、再発防止に努めている。
都市整備局	エアミルク充てん工の積算を適正に行うべきもの	街路整備工事（２０新－１）における既設下水道管の残置に伴い管渠内を埋戻しするためのエアミルク充てん工の積算について見ると、局積算基準に適用できる工種がないため、見積りにより単価設定している。 しかしながら、局積算基準では、材料単価の設定について、局に定めのないものを使用するときは、建設資材定期刊行物、他局単価、局特別調査による単価、見積り価格の順位で採用し決定するとしている。 この手順を準用すると、水道局積算基準には既設水道管の残置に伴うエアミルク充てん工が基準化されており、使用する材料や歩掛りは当工種に十分適用できることから、これを用いることが適切である。 このため、積算額約３２３万円が過大なものとなっている。	局は、平成２１年９月に「土木技術交流会」を開催し、本件指摘事項を含め、各部署からの指摘事項等の報告を行い、局内横断的な周知・徹底を図った。 また、平成２２年１月１３日付け「平成２１年工事監査の結果及び対応について」により、指摘内容の周知及び今後の設計・積算・施工における留意点を周知するとともに、平成２２年２月の「平成２１年工事監査報告会」で、当該案件のほか全指摘案件を周知・徹底した。 所では、平成２１年１２月に「工事課全体会」を開催し、再発防止について関係職員に周知徹底すると共に、見積もりによる工事請負費の計上に際しては、各局基準等を十分照査すること、現場での検証を行うなどの注意喚起を周知した。 また、再発防止対策として、「設計書（照査記録表）」を充実した。

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
中央卸売市場	型枠の単価設定を適正に行うべきもの	19 食肉市場大動物棟 A ラインと室改修工事のうち、と室の基礎部分におけるコンクリート工事の積算について見ると、市場単価表にある基礎型枠単価を適用すべきところ、誤って地下室等に使用する割高な地下軸部型枠の単価を用いている。 このため、積算額約 59 万円が過大なものとなっている。	場は、平成 22 年 1 月の施設課全体会で、指摘の内容を説明し、原因や問題点などを整理した結果を伝え、周知徹底と注意喚起を図った。 また、「工事積算チェックフロー」に基づきチェック体制等を確認した。 今後も引き続き積算チェックを確実に行うと共に、事例研修の機会を増やすなど職員の技術的知識の向上に努め、再発防止を図る。 工事担当係長・維持管理担当者合同会議において、チェック体制の徹底を指示し、再発防止を図る。
建設局	設計変更における仮舗装工の積算を適正に行うべきもの	街路築造工事（20 四 - 環 8 小豆沢）における仮舗装工の積算について見ると、通行車両の安全を確保するなどのため、新設した街きよへの舗装のすりつけ幅を広くしたことに伴って舗装面積の設計変更を行っている。 しかしながら、すりつけ幅が広がったことにより、効率の良い機械施工が可能となるにもかかわらず、人力施工の単価のままで積算していることは適正でない。 このため、積算額約 182 万円が過大なものとなっている。	局は、平成 22 年 1 月の技術担当課長会で、監査結果について報告するとともに、再発防止を徹底するよう注意喚起を行った。 所は、平成 21 年 11 月に指摘内容の説明を行うとともに、課の全体会で議論し対策案を策定することとした。 さらに、平成 21 年 12 月、課の全職員を対象とした工事監査結果対策会議を開催し、事実関係、背景、ミスを生む要因、今後の対策等について議論し、課としての再発防止策をまとめ、チェック体制の強化等を図った。

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
建設局	アンカー工の積算を適正に行うべきもの	神田川整備工事(その36)のうち、既設護岸等から切断されたコンクリート塊を吊上げるために使用するアンカーの積算について見ると、局積算基準に適用できる工種がないため、施工手順から歩掛を設定して計上している。 しかしながら、局積算基準では、材料単価の設定について、局に定めのないものを使用するときは、建設資材定期刊行物、他局単価、局特別調査による単価、見積り価格の順位で採用し決定するとしている。 これを準用すると、下水道局積算基準には、コンクリートに開けた孔に薬剤を用いてアンカーボルトを定着するアンカーの設置費が定められており、これは本工事で使用するアンカー工に十分適用できることから、これを用いることが適切である。 このため、積算額約236万円が過大なものとなっている。	所は、アンカー工の積算については、下水道局の積算基準・単価を採用し積算すること、局積算基準に定めのないものを使用する場合の積算方法等について、平成22年2月の所内課長会で周知、徹底した。 局は、平成22年1月の技術担当課長会で、監査結果について報告するとともに、再発防止を徹底するよう注意喚起を行った。 さらに、他局の積算基準(下水道局・港湾局)の目次及び単価項目を平成22年1月22日付けで局内情報掲示板に掲載・周知し、設計時に確認できるよう改善した。
建設局	トンネルラジオ再放送設備における整合器、終端抵抗器の積算を適正に行うべきもの	綾部原トンネルラジオ再放送設備工事のうち、再送信アンテナに接続する整合器、終端抵抗器の単価設定について見ると、1台当たりの単価を誤って2台分の単価で設定しているため2倍の金額を計上している。 このため、積算額約159万円が過大なものとなっている。	局は、平成22年1月の技術担当課長会で、監査結果について報告するとともに、再発防止を徹底するよう注意喚起を行った。 所は、平成22年1月に、補修課職員全員が出席した課内会議を開催し、監査結果に対する原因・背景、今後の対策等について議論した。 今後の対策については、積算チェック体制の強化として、最終的に出力された設計書がチェックした下書きの設計書と完全に一致しているかどうかの確認を他の係で行うことで、積算ミスの再発防止に可能な限り努めていく。

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
建設局	解体工事における鉄骨造上屋解体費の積算を適正に行うべきもの	宇喜田公園建築物撤去工事は、公園整備のため、買収した敷地内に残置された鉄骨造建物等を解体し更地にするものである。 ところで、局積算基準では鉄骨造上屋解体費の単価を設定しており、鉄骨重量に基づいて金額を算出し、標準的な現場では機械解体を採用することになっている。 しかしながら、本件の積算について見ると、機械解体を採用すべきところ、溶断主体の人力解体を採用している。さらに、局で定められた単価があるにもかかわらず、定期刊行物の単価を採用して、建物の延床面積に基づいて算出する割高な金額を計上している。 このため、積算額約498万円が過大なものとなっている。	局は、平成22年1月の技術担当課長会で、監査結果について報告するとともに、再発防止を徹底するよう注意喚起を行った。 所は、「技術検討会」を所内に設置して、予算見積時、設計委託発注時の基本方針、設計作業中の設計積算内容、施工現場における施工方法について、チェック体制を強化することとした。 また、平成21年12月の公園緑地部主催の設計・工事担当者会議で指摘事項をはじめとする要注意点を周知確認した。 さらに、公園緑地部に設計・工事改善検討委員会を設け、所と連携して改善を図っていく。
水道局	保水性舗装工の積算を適切に行うべきもの	三園浄水場見学施設整備工事の保水性舗装工の積算について見たところ、局積算基準に単価等がないため、物価調査機関が発行する刊行物（建設物価）に掲載された実勢率の明示されていない公表価格の施工単価（材工共）を採用し算出している。 しかしながら、建設物価には、「公表価格は実取り引きでは値引きされることがあり、利用に当たっては注意すること」と記載されているため、建設物価に掲載されている公表価格をそのまま施工単価として採用することは適切ではない。 局積算基準では、物価調査機関が発行する刊行物（建設物価、積算資料）に掲載されている価格の採用に当たっては、「公表価格（カタログ単価）で掲載され、実勢率が明示されていないものについては、公表価格の90%以下を設計単価とする」としている。 保水性舗装工の公表価格の施工単価をそのまま用いた積算額は、局積算基準を準用し、公表価格に0.9を乗じて単価設定し計上した場合に比べ約266万円が過大なものとなっている。	指摘の趣旨について、場は、保水性舗装工等当局設計単価表に定めのない単価の採用にあたっては、当局積算基準の規定に基づき適正に行うよう、平成21年8月の三園浄水場定例係長会において周知を行った。 さらに、部は、平成21年8月の浄水系列課長会にて同内容を浄水部から各事業所へ指示した。 これを受け、各事業所においては、係内ミーティング、係長と設計内容の確認等を随時行い、積算における再発防止に向けた取組をより強化している。

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
下水道局	防食塗装工の積算を適正に行うべきもの	葛西水再生センター北系第一沈殿池整備工事のうち防食塗装工の積算について見ると、局単価表における塗布型ライニング工法の単価のうち、表面処理を含む単価を用いて積算している。 しかしながら、本工事では防食塗装工の前に、断面修復工を施工していることから表面処理は不要であり、表面処理を含まない単価を用いて積算するのが適正である。 このため、積算額約319万円が過大なものとなっている。	防食塗装工の単価表については、平成21年度から、「表面処理工を含まない場合」と「表面処理工を含む場合」にそれぞれ別用紙に分け、間違った単価を引かないように改善を図っている。 施設管理部では、平成21年7月15日付けで防食塗装工の単価使用について、再度周知を図るとともに、平成21年10月の土木系設計担当者・係長会において、指摘内容の報告及びチェック体制の強化を図り、再発防止に努めるよう周知した。また、局として、平成21年10月に工事監査フォローアップ研修を実施し、積算を適切に行うことについて、関係職員に周知した。
都市整備局	耐震補強工事における鉄骨ブレース建方・取付費の積算を適正に行うべきもの	都営住宅20H-903東(江東区東陽四丁目第2アパート)工事のうち、耐震補強のために筋交として設置する鉄骨ブレースの建方・取付費の積算について見ると、各改修期において、鉄骨ブレースの重量は18.85tであるにもかかわらず、誤って2倍の37.7tをそれぞれに積算計上している。 このため、積算額約452万円が過大なものとなっている。	局は、関係部署に対して「平成21年工事監査の結果及び対応について」(平成22年1月13日付け)で周知と速やかな対応の徹底を通知した。 また、平成22年2月の「平成21年工事監査報告会」で、当該案件を含め、平成21年工事監査全指摘案件を周知した。 所では、各工事毎に戸当・㎡換算工事費及び工事内訳項目の戸当換算数量を積算資料として蓄積し、比較することや、複数項目チェックを行うなど、チェック体制の徹底を図った。
福祉保健局	定期清掃の積算を適正に行うべきもの	東京都監察医務院(本館・別館)建物管理委託のうち、本館の定期清掃及び窓ガラス清掃について見ると、特記仕様書の清掃作業基準表に基づき年6回の作業を実施している。 しかしながら、積算内容を確認したところ誤って年12回の経費を計上している。 このため、積算額約173万円が過大なものとなっている。	平成22年度の建物管理委託の準備契約において、仕様書の内容を確認の上、積算額の過大計上を是正し、適正な積算処理を実施した。 なお、局においても仕様書の内容と積算の内容の整合を確認することについて、平成22年度準備契約事務説明会(平成21年11月)において注意喚起を行うとともに、福祉保健局事業所長会(平成22年2月)において、重ねて再発防止の徹底を図った。

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
下水道局	シールド施工に伴うエアミルク充てん費の積算を適正に行うべきもの	墨田区押上一丁目、横川二丁目付近再構築工事では、鋼矢板により補強された北十間川の耐震護岸部分を施工する区間があり、シールド施工に先立ち耐震護岸の断面の補強が必要となる。このため、立坑を設置し内径2,600mmの鉄筋コンクリート管を用いた推進工により掘削し、掘削した管内から耐震護岸の鋼矢板の補強を行い、その後管内を埋戻材のエアミルクにより充てんした上で、シールド工法により掘進施工を行うものである。 鋼矢板の補強後管内に施工するエアミルク充てん費の積算について見ると、エアミルクに必要な水量は、1m³当たり0.24m³(240kg)のところ、誤って240m³として計上していることから、積算額約181万円が過大なものとなっている。	平成21年6月18日付けの契約変更により、減額は正を行った。 建設部では、平成21年7月の設計調整連絡会、拡大工事・設計課長会において、指摘内容の報告及びチェック体制の強化を図り、再発防止に努めるよう周知した。また、局は、平成21年10月に工事監査フォローアップ研修を実施し、シールド施工に伴うエアミルク充てん費の積算を適切に行うことについて、関係職員に周知した。 所では、「専任チェックマン」の活用による「チェック方法及び精度の改善」、設計レビュー時のベテラン職員や課内審議会での委員の意見等を「チェックメモ」として整理し、設計にフィードバックする取組を実施することとした。
下水道局	高圧噴射攪拌の積算を適正に行うべきもの	三河島水再生センター第二浅草系ポンプ室流入渠工事のうち、シールド工事の施工に伴い地盤を強化するための高圧噴射攪拌の積算について見ると、施工によって発生する泥土の運搬費や処理費を排泥液処理費として753m³計上しているにもかかわらず、誤って二重に泥土運搬工・泥土受入費として計上している。 このため、積算額約906万円が過大なものとなっている。	平成21年6月12日付けの契約変更により、減額は正を行った。 建設部では、平成21年7月の設計調整連絡会、拡大工事・設計課長会にて、指摘内容の報告及びチェック体制の強化を図り、再発防止に努めるよう周知するとともに、所では、平成21年9月の工事監査未了案件報告会にて、指摘内容の報告及びチェック体制の強化を図り、再発防止に努めるよう周知した。 また、局は、平成21年10月に工事監査フォローアップ研修を実施し、高圧噴射攪拌の積算を適切に行うことについて、関係職員に周知した。 再発防止に向け、建設部では、二重計上を防止するため、特殊単価については内訳構成まで確実にチェックするとともに、特殊単価作成に際しては、規格名称欄に内容を詳細に明記することとした。

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
下水道局	防食足場工の積算を適正に行うべきもの	清瀬水再生センター水処理施設その17工事のうち、防食足場工の積算について見ると、高さ約12mの躯体内側の壁面の上部を施工するために内側壁面（面積）を対象に足場の設置撤去の費用を計上している。 しかしながら、躯体内側では隅角部で足場が重複することから、重複部分の面積を控除して積算すべきところを控除せずに重複して計上しているため、積算額約326万円が過大なものとなっている。 また、躯体内側の天井部分を施工するために必要な足場が一部計上されていないため、積算額約181万円が過少なものとなっている。 このことから、全体として積算額約145万円が過大なものとなっている。	流域下水道本部技術部設計課では、平成21年6月に流域本部内設計係長会を開催し、指摘内容の報告及びチェック体制の強化を図り、再発防止に努めるよう周知した。また、局として、平成21年10月に工事監査フォローアップ研修を実施し、防食足場工の積算を適切に行うことについて、関係職員に周知した。 再発防止に向け、関係職員が使用していたチェックリスト項目に、仮設足場の適用区分及び数量算出根拠のチェック項目の追加改訂を行い、平成21年7月の「設計・積算チェックリスト（土木・建築）」改訂に伴う説明会において活用方法を説明するとともに、設計者やチェックマンだけではなく、設計係長や設計調整担当係長が確実に内容をチェックする仕組みを構築し、実施することとした。
建設局	専門工事業者に直接発注する場合における解体工事の共通費の計上を適正に行うべきもの	石神井公園建物解体工事は、公園整備のため、買収した敷地内の既存建物等を解体し更地にするものである。 ところで、局積算基準では、専門工事業者に直接発注する場合の共通費は、一般的な工事における共通費率でなく、低減された共通費率を用いて計上することになっている。 しかしながら、本工事の共通費は、低減された共通費率を用いているが、足場・防音パネル等については、専門の解体業者に直接発注されているにもかかわらず、一般的な工事における共通費率を用いて計上している。 このため、積算額約84万円が過大なものとなっている。	局は、平成22年1月の技術担当課長会で、監査結果について報告するとともに、再発防止を徹底するよう注意喚起を行った。 所は、「技術検討会」を所内に設置して、予算見積時、設計委託発注時の基本方針、設計作業中の設計積算内容、施工現場における施工方法について、チェック体制を強化することとした。 また、平成21年12月の公園緑地部主催の設計・工事担当者会議で指摘事項をはじめとする要注意点を周知確認した。 さらに、公園緑地部に設計・工事改善検討委員会を設け、所と連携して改善を図っていく。

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
東京消防庁	家具工事を含む共通費の積算を適正に行うべきもの	消防学校西原寮(20)改修工事は、西原寮の6階寮室等の改修を行うとともに、寮室にベッドなどの家具を設置するものである。 ところで、庁積算基準では、家具の工事費は、現場での作業が少ないなどのため、共通費の積算において補正の対象とし、共通費を低減することとしている。 しかしながら、本件家具の工事費について見ると、共通費の補正を行うことなく積算している。 このため、積算額約228万円が過大なものとなっている。	校務課課内会議を平成21年3月に開催し、平成21年工事監査の結果を課員に周知した。 平成21年度財務局工事積算標準等の説明会に出席し、平成21年5月に工事担当職員間で勉強会を開き、積算の理解を深めた。 また、施工を行った校務課と庁工事主管課である施設課と平成21年5月に、平成21年度の工事における支援体制の確認を行う連絡会を実施した。
都市整備局	土砂運搬におけるダンプカー過積載防止について請負者を適切に指導、監督すべきもの	擁壁設置工事及び地盤改良工事(19豊 - 7)、土壌処理工事(20環 - 1)の現場からの土砂搬出については、過積載防止対策指針(以下「指針」という。)により対策を講ずることとしているが、請負者から提出された記録書類等を見ると、土砂運搬処分において、過積載に関し以下の事実が確認された。 擁壁設置工事及び地盤改良工事(19豊 - 7)では、ダンプカー810台のうち472台に過積載が認められ、このうち22台は最大積載量を20%以上超過している。 土壌処理工事(20環 - 1)では、ダンプカー16台のうち13台に過積載が認められ、このうち4台は最大積載量を20%以上超過している。 これらは、土砂の搬出時に過積載に関する十分な確認がなされていないため、請負者への改善の指示など、指針に基づく適切な指導が行われていないことによるものである。 さらに指針では、工事成績において厳格かつ適正に評価し、実態調査の上で、適切に工事変更(減額)するとあるにもかかわらず、この2件の工事では行われておらず適正を欠くものとなっている。	局は、平成21年9月の「土木技術交流会」で、本件指摘事項を含め、各部署からの指摘事項等の報告を行い、局内横断的な周知・徹底を図るとともに、平成21年12月に当該各事務所に出向き、「監督基準(出前講座)」を実施し、工事施工の適正化(安全、過積載防止等)を周知した。 また、平成22年1月13日付け「平成21年工事監査の結果及び対応について」により、指摘内容の周知及び今後の設計・積算・施工における留意点を周知するとともに、平成22年2月の「平成21年工事監査報告会」で、当該案件のほか全指摘案件を周知・徹底した。 各所は、それぞれ工事安全対策会議・工事安全対策小委員会を開催し、職員に対して「過積載防止指針」の適正な運用を周知するとともに、職員が元請業者に対して指導・監督の強化を図った。 また、元請業者に対しても、下請業者への更なる「過積載防止指針」の周知・徹底と適切な指導を行うよう指示した。

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
都市整備局	開口部作業及び機械の掘削作業における安全管理について請負者を適切に指導、監督すべきもの	下水道管布設工事及び街路築造工事（２０花－２）のうち、下水道管布設工の作業状況について見ると、高さが２ｍ以上の開口部での作業であるにもかかわらず、労働安全衛生規則に定められている安全帯の使用等、開口部作業での墜落災害を防止するために必要な措置が講じられていない施工が認められた。 また、下水道管布設工の掘削機（バックハウ０．８ｍ^３）による掘削の状況について見ると、掘削断面に鉄板を渡した不安定な場所での掘削作業が認められ、労働安全衛生規則に定められている誘導者の配置もなされていない。	局は、平成２１年９月の「土木技術交流会」で、本件指摘事項を含め、各部署からの指摘事項等の報告を行い、局内横断的な周知・徹底を図るとともに、平成２１年１２月に当該事務所に出向き、「監督基準（出前講座）」を実施し、工事施工の適正化（安全、過積載防止等）を周知した。 また、平成２２年１月１３日付け「平成２１年工事監査の結果及び対応について」により、指摘内容の周知及び今後の設計・積算・施工における留意点を周知するとともに、平成２２年２月の「平成２１年工事監査報告会」で、当該案件のほか全指摘案件を周知・徹底した。 所は、平成２１年７月３０日以降、工事の安全対策について、以下の取組を実施した。 工事安全対策講習会を２回開催し、職員へ安全管理について周知、徹底した。 課長が総括監督員の責任において、工事安全パトロール等による安全対策の取組を強化、全現場の総点検を実施した。 「施工計画書審査会」を新たに設置。工事着手前に施工計画書の内容について、現場ごとの危険因子とその対応策を確認し、安全、円滑な施工と契約条件の適正な執行を図った。

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
環境局	高所作業の安全管理について請負者を適切に指導、監督すべきもの	山のふるさと村外灯改修工事のうち、外灯ランプ交換の施工状況について見ると、高所作業車からの墜落災害を防止するため、労働安全衛生規則に定められている安全帯の使用など必要な措置が講じられていないことが認められた。	多摩環境事務所は、平成21年3月に自然環境課長から工事監督を担当する職員に対し、監査指摘の状況説明と適正な施工計画書策定に基づく安全対策の徹底を指示し、各監督員から各請負業者に安全管理について指導した。 平成21年4月に新年度にあたり、課内係長会で課長から再度指示をした。 平成21年8月に自然公園係会で、職員に対し、資料により工事の安全管理について周知・徹底を行った。 平成21年12月に、自然環境課長から課内係長会で工事監督を担当する職員に対し、安全対策への徹底を指示した。 局は、平成22年2月の庶務担当課長会で、資料により工事の安全管理について周知・徹底を行った。
福祉保健局	消防設備工事における施工管理を適正に行うべきもの	ホーム桜棟5階6階誘導灯取替工事のうち、消防設備について見ると、消防法では避難や消防活動に支障をきたさないために消防設備を新設又は改修を行う場合は、事前に所轄消防署へ届出を行うことになっているにもかかわらず、届出を行わずに工事を実施していることが認められた。	本件工事に係る消防用設備等設置届出書を、平成21年11月5日付けで東村山消防署に提出し、受理された。 また、ホーム職員に対し、今後の消防設備工事については、関係法令等を遵守し、届出については、「消防用設備工事に係る届出等チェックリスト」による管理を行うなど、施工管理の適正確保を徹底するように指導した。 なお、局は、平成22年度準備契約事務説明会（平成21年11月）及び福祉保健局事業所長会（平成22年2月）において、防火管理に対する再認識を含め再発防止について注意喚起を行った。

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
病院経営本部	委託作業の安全管理について請負者を適切に指導、監督すべきもの	都立大塚病院テレビ共聴施設保守委託のうち、道路上で行う共聴設備の点検作業について見ると、人や車の通行に対する安全確保のために、道路交通法では、道路における作業について道路使用許可を受けることになっている。また、特記仕様書においても都の指示により道路使用許可申請書を提出することとしているにもかかわらず、申請を怠り、許可を受けずに作業を実施していることが認められた。	病院では、委託作業の請負者に対し、道路交通法に則り適正に道路使用許可を受けてから点検作業を行うよう、平成21年10月19日付けで文書により指導した。 今後同様の誤りをしないために、担当者が変わっても適正な業務が執行できるように、注意点申し送り書を作成した。 本部は、平成22年2月18日付けで、各病院に対し、監査指摘を十分踏まえ、適切な事務処理を行うよう文書により指導した。
産業労働局	補強土壁の施工管理について請負者を適切に指導、監督すべきもの	梅沢寸庭林道開設工事のうち、補強土壁の施工管理等について見ると、設計図書では、社団法人日本道路協会の道路土工擁壁工指針に基づき、盛土の締固め度について現場試験を行うこととしている。 この試験は、補強土壁の安定に必要な強度特性などを確認するために重要な施工管理項目である。 しかしながら、工事現場では目視のみで確認し、盛土の締固め度の試験が実施されておらず施工管理が不十分となっており適切でない。	盛土の締固め試験を平成21年3月16日に実施し、締固め度が基準値に適合していたことを確認した(平成21年5月29日まで工期延長)。 また、平成21年3月の工事関係職員対象の打合せ会議で、今回の指摘内容の周知を行った。 再発防止に向けては、補強土壁の締固め試験について、今後、特記仕様書に明記させることで、確実に管理を行っていくこととした。 更に、監督員として請負業者に対し、施工管理を確実に実施させるための指導・監督を徹底するよう周知するとともに、施工管理の重要性について再度確認を行った。 その後、年度当初に開催している「林道整備事業打合せ会議」において、補強土壁の締固めにおける適正な施工管理を実施するために、500m³に1回の密度管理試験を実施するよう改めて指導するとともに、工事全般における施工管理を適正に行うよう再度、周知徹底を行った。

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
産業労働局	高所作業の安全管理について請負者を適切に指導、監督すべきもの	小岩復旧治山工事のうち、山腹斜面に土留を設置するために必要な、仮設足場での作業状況について見ると、労働安全衛生規則や施工計画書に定められている手すりの設置や安全帯の使用など、高所作業での墜落災害を防止するため必要な措置が講じられていない施工が認められた。	高所作業における安全管理を徹底するため、 当該請負業者に対し平成21年2月20日に現場の転落危険防止の安全措置を講ずるよう厳重指導、現場の再点検を指示するとともに、同年2月23日に手すり設置の現場確認を行った。 当事務所全職員に対し、事務所長から再度の安全対策の点検及び徹底について注意喚起を行った。 平成21年3月に工事関係職員を対象に打合せ会議を開催し、再発防止に向け安全管理の周知徹底を図るとともに、現場での創意工夫を図っていくよう周知した。 平成21年6月に都治山林道協会との共催により青梅労働基準監督署課長講師による「安全講習会」を実施し、工事関係職員及び管内請負業者に対し、安全管理の重要性について再度確認を行った。 平成21年11月6日の平成21年度第1回工事現場点検時に、青梅労働基準監督署第二課長の同行の下、現場での安全管理等について指導・指示・確認を行った。

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
建設局	高所作業の安全管理について請負者を適切に指導、監督すべきもの	道路施設整備工事（二の五）照明設備改修及びトンネル道路照明設置工事（20南西 - 松が谷）における道路照明器具のランプ交換及び照明器具交換作業について見ると、高所作業車ゴンドラや移動足場保護枠内での施工において、墜落災害を防止するため必要な、労働安全衛生規則に定められている、安全帯使用の措置が講じられていない作業や使用していても不適切な使用が認められた。	局は、平成22年1月の技術担当課長会及び同年2月の設備担当者会において、再発防止を徹底するよう注意喚起を行った。また、局の工事安全対策委員会で照明工事の安全パトロールを行った。 第二建設事務所は、平成21年12月に課長会で再発防止策を検討し、関係職員に周知した。 請負者の指導については、施工計画書に、高所作業時に安全帯の着用を記載させ、安全意識を向上させることとした。 請負者に安全帯着用の写真を撮影し、監督員に提出させ、月1回程度実施している安全会議の中で重点項目とし、安全意識を徹底させることとした。 南多摩西部建設事務所は、平成21年12月9日付け「高所作業における安全対策について」により、高所作業を行っている契約業者に安全対策の徹底を指導した。 平成21年12月、「平成21年度 南西建工事安全対策委員会及び工事適正化推進委員会（第4回）」において、契約業者への安全対策指導を徹底するよう依頼した。 平成22年1月「平成21年度工事事務所安全講習会」において、当所の契約業者及び関係職員に対し、高所作業を含む安全対策講習を実施し、注意喚起を行った。 各工事の着手前に施工計画のヒヤリングを行い、安全対策を確実に行うよう指導している。また、安全パトロール時においても、第三者及び作業員の安全確保について、重点的に点検を行っている。

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
建設局	高所作業の安全管理について請負者を適切に指導、監督すべきもの	神代植物公園防災トイレ新築工事のうち、屋根工事における下地の施工作業状況について見ると、軒高さ3.1m、最高高さ約5mの箇所での作業であるにもかかわらず、労働安全衛生規則に定められている安全帯の使用等、高所作業での墜落災害を防止するために必要な措置が講じられていない施工が認められた。	局は、平成22年1月の技術担当課長会で、監査結果について報告するとともに、再発防止を徹底するよう注意喚起を行った。 所は、平成22年1月に全請負者を集め安全管理の講習会を実施し、労働安全衛生規則の周知徹底を図るとともに、職員も参加して、特に高所作業等に係る安全対策の再確認と指導を行った。 また、平成21年12月の公園緑地部主催の設計・工事担当者会議で指摘事項をはじめとする要注意点を確認し、さらに所内各課の課内会議等で工事の安全管理を更に進めべく意思統一した。
交通局	工事の安全管理について請負者を適切に指導、監督すべきもの	浅草線中延駅エレベーター設置及び防災改良土木・建築その他工事のうち、エレベーター設置工事の安全管理について見ると、掘削深さが1.5mを超えている場合、「建設工事公衆災害防止対策要綱（土木工事編）」の規定では、安全な施工ができるよう土留工や適切な法勾配を確保することとしているが、本工事の試験掘では、掘削深さが1.5mを超えているにもかかわらず、これらが講じられていない。エレベーター上屋建築作業用の枠組足場では、本工事特記仕様書で手すり先行専用足場を用いて施工することとしているが、これが用いられていない。このことは、安全管理面から適正でなく危険なものとなっている。	局は、平成21年2月に工務事務所で研修を開催した。 建築課では平成21年2月、計画改良課では同年3月に会議を開催し、安全管理の周知徹底を図った。 また、再発防止については、継続的な安全意識の向上を図るため、請負者を含めた安全に関する事例紹介と意見交換の場として平成21年6月に、工事安全連絡会を新たに開催し、四半期に2回の予定で実施している。 平成21年3月及び11月に、従前から実施している安全講習会において、安全な施工と安全対策について改めて理解を深めるため、職員及び請負者を対象として、事故事例報告や再発防止策についての講演を行った。 さらに毎月、請負業者と職員による安全点検も引き続き実施している。

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
総務局 (島しょ)	高所作業の安全管理について請負者の適切な指導、監督を徹底すべきもの	御蔵島西川砂防工事(その9)のうち、ダム工における中詰土の締固めや天端の芝張りの作業状況について見ると、高さが約8mの箇所での作業であるにもかかわらず、労働安全衛生規則や施工計画書に定められている安全帯の使用等、高所作業での墜落災害を防止するために必要な措置が講じられていない施工が認められた。	局は各支庁あて各種工事の実施に係る更なる安全対策の徹底について周知した。 三宅支庁においても、緊急の安全対策委員会を開催し工事請負者あて安全対策の徹底を周知した。 また、工事請負者の安全対策の取組・改善状況について確認した。 定期的を実施している安全パトロールについては、より実効性を高めるため、事前連絡をせずに実施するとともに、日常の工事現場確認においても、主任監督者等を含めた複数での対応に強化することで、安全対策の徹底を図った。
総務局 (島しょ)	道路工事における作業帯設置について請負者の適切な指導、監督を徹底すべきもの	道路改修工事及び補償代行工事(203-西原の2)のうち、車道舗装の施工について見ると、自動車・歩行者の円滑な交通と安全を確保するため、交通管理者と協議し、2車線の片側を使用して作業帯を設置し、行うこととしている。 しかしながら、工事記録写真を見ると、施工においては、作業帯が設置されておらず、作業場の範囲が明確になっていない。	局は各支庁あて各種工事の実施に係る更なる安全対策の徹底について周知した。 三宅支庁においては、歩行者等への安全管理について、所属職員に注意喚起した。 また、緊急の安全対策委員会を開催し工事請負者あて安全対策の徹底を周知するとともに、工事請負者の安全対策の取組・改善状況について確認した。 定期的を実施している安全パトロールについては、より実効性を高めるため、事前連絡をせずに実施するとともに、日常の工事現場確認においても、主任監督者等を含めた複数での対応に強化することで、安全対策の徹底を図った。

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
総務局 (島しょ)	高所作業の安全管理について請負者の適切な指導、監督を徹底すべきもの	道路施設整備工事(街路灯省エネ照明対策)のうち、電柱の高所に取付けられた道路照明器具交換の施工状況について見ると、トラックの荷台に組んだ作業床に脚立を立て、足場の安定しない高所作業を行っているにもかかわらず、墜落災害を防止するため必要な、労働安全衛生規則や施工計画書に定められている安全帯使用の措置が講じられていないことが認められた。	局は各支庁あて各種工事の実施に係る更なる安全対策の徹底について周知した。 三宅支庁においても、緊急の安全対策委員会を開催し工事請負者あて安全対策の徹底を周知した。また、工事請負者の安全対策の取組・改善状況について確認した。 定期的実施している安全パトロールについては、より実効性を高めるため、事前連絡をせずに実施するとともに、日常の工事現場確認においても、主任監督者等を含めた複数での対応に強化することで、安全対策の徹底を図った。
港湾局 (島しょ)	海上作業の安全管理について請負者を適切に指導、監督すべきもの	平成19年度二見漁港-3.0M岸壁建設工事のうち、作業船を用いた海上での岸壁基礎杭打設や鉄筋組立の作業状況について見ると、作業構台から水中への転落災害や高所作業での墜落災害を防止するため、労働安全衛生規則、土木工事安全施工技術指針、港湾工事安全施工指針、施工計画書に定められている救命具や安全帯の使用など必要な措置が講じられていない作業が認められた。	離島港湾部では各支庁に対し、平成21年5月14日付け「工事における安全管理の徹底について」で安全意識の向上を図るよう指示した。 小笠原支庁では平成21年7月の工事安全連絡協議会で、工事関係者に対しライフジャケットの着用等安全対策の徹底を指導した。また、再発防止に向け指示書の中にも安全対策について記載するなどの指導強化を図り、安全パトロールや工事の立会等で指導を続ける事とした。平成21年12月には、小笠原支庁で工事の緊急安全点検を実施し、安全指導の成果が出ていることを確認した。

〔平成２１年財政援助団体等監査〕

対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
生活文化スポーツ局 (学校法人 聖心女子学院)	私立学校 経常費補助 金の返還を 求めるべき もの	局は、私立学校に勤務する教職員の人数に補助単価を乗じて得た額を私立学校経常費補助として補助金の交付を行っており、平成２０年度私立学校教育助成金調査表記入の手引きによれば、休職者（育児休業者を含む。）で、平成２０年５月１日現在の給与規程上の支給割合が２０％未満の者は、補助対象外であるとされている。 ところで、学校法人聖心女子学院の聖心女子学院高等科における平成２０年度の補助金について見たところ、平成２０年５月１日現在、給与の支給実績のない育児休業中の教諭１名を除いて補助対象教職員数を申請すべきにもかかわらず、当該教諭を含んだ教職員数により補助金を申請していた。 このため、補助金が２０７万７，８００円過大に交付されている。	局は、当該法人に対して過大に交付した補助金の返還を求めたところ、平成２２年２月８日に当該法人より都へ全額返還された。
生活文化スポーツ局 (学校法人 島澤学園)	私立学校 経常費補助 金の返還を 求めるべき もの	局は、都内に所在する私立幼稚園に対し、その学級数に補助単価を乗じて得た額を補助金として交付している。 ところで、学校法人島澤学園の洗足うさぎ幼稚園における平成２０年度の補助金について見たところ、平成２０年３月末に教諭が退職したことにより、平成２０年５月３１日まで欠員が発生している状況であった。 このため、補助の基準日である平成２０年５月１日現在の教員数は５名であり、補助金申請上の学級数は５クラスとしなければならないにもかかわらず、当初の予定の学級数である６クラスのまま申請したため、補助金が２０万９，５００円過大に交付されている。	局は、当該法人に対して過大に交付した補助金の返還を求めたところ、平成２２年２月１６日に当該法人より都へ全額返還された。

対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
都市整備局 (東京地下鉄株式会社)	業務委託 契約における 履行の確認を 適切に行うべき もの	会社では、有楽町線及び丸ノ内線のホーム可動柵設置工事等に伴い、旅客の安全確保及び誘導を行う警備業務について、平成19年度は契約件数15件、契約総額2億1,134万360円、平成20年度は契約件数1件、契約額24万円の旅客整理案内業務委託契約を子会社であるE等と締結している。 ところで、この案内業務委託の履行確認について見たところ、作業が完了した旨の報告書を求めているだけで、業務日誌等の業務の履行状況が把握できる書類の提出を求めておらず、適切な履行が行われたか具体的に確認できないものとなっている。	通知文により、以下の内容について関係部署へ周知、徹底した。 契約先には確認簿への作業者の押印及び作業終了確認の押印を確実に実施するように徹底する。 各駅でも確認簿に作業終了時間を記載し、押印確認を行うとともに、月始めに契約担当課へ確認簿の送付を徹底する。 契約担当課は、前月の確認簿を集約、確認をし、提出された確認簿に不備が認められた時は、速やかに駅事務所に確認を行うよう、指導・徹底する。
都市整備局 (東京地下鉄株式会社)	収入印紙の 取扱いについて	会社の収入印紙の取扱いを見たところ、以下のとおり不適正な状況が見受けられた。 登録免許税の納付は、登録免許税法に基づき、現金納付を原則としているが、納付額が3万円以下の場合等に限り例外的に収入印紙を貼付して納付することもできると規定されている。 ところで、登録免許税の納付について見たところ、3万円を超える納付であっても、会社が購入した高額収入印紙により処理されている事例が複数件見受けられた。 マニュアルでは、管理簿の購入時及び払出時の押印欄に、各部署の収入印紙の管理担当者が毎回押印することとなっているが、払出時の押印欄に収入印紙の請求者だけが押印している複数の事例が見受けられた。また、押印欄が一か所のみのため、複数人によるチェックがしにくい状況となっている。 マニュアルでは毎四半期末に、収入印紙の受払状況等を複数人で行いチェックとしているが、管理簿には複数人が確認した記載がないなど、チェック体制が確認できない状況が見受けられた。	について、手順書に、収入印紙による登録免許税の納付は、3万円以下であることを追記し、該当部署に説明、周知徹底した。 、について、平成21年12月28日にマニュアルを改正及び管理簿の様式を以下のとおり変更し、社内全部署に配布、周知徹底した。 ア)管理簿の様式を変更し、マニュアル本文に変更点における対応方法を記載 イ)管理簿に「文書作成者印」欄を新設し、収入印紙の使用者と管理者を区分して押印 ウ)「四半期決算における確認欄」を新設し、複数人による確認を行った証跡が確認できるよう対応

対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
都市整備局 (東京臨海 高速鉄道株 式会社)	適正な会 計処理を行 うべきもの	会社は、鉄道施設の使用に係る料金を運輸雑入として収入しているが、平成20年度決算における未収入金の取扱いについて見たところ、次のような不適正な事例が認められた。 会社は、駅構内等の写真撮影料25万2,000円について、平成21年3月31日に入金を受け、運輸雑入として計上しているが、決算時に入金されていないと誤認し、未収入金として二重計上している。 平成21年度に計上すべき運輸雑入25万2,000円を平成20年度において運輸雑入及び未収入金の計上を行っている。 この結果、平成20年度決算において、運輸雑入及び未収入金がそれぞれ50万4,000円過大計上となり適正ではない。	平成21年度に過年度修正を行った。
福祉保健局 (小笠原村)	補助事業 により取得 した財産の 管理を適切 に行うべき もの	村が補助事業で取得した財産の管理状況について見たところ、平成19年度東京都子育て支援基盤整備包括補助事業補助要綱に基づき、父島保育園の調理室に食器及び調理器具の滅菌庫等を、遊戯室に天井吊型クーラーをそれぞれ購入し、設置するための補助金を受けているが、村が管理に必要な台帳登録を行っていないことから、管理上適切に行われているか確認できない状況となっている。	本件について、補助金による取得財産の管理について注意喚起した。 また、小笠原村に登録漏れの取得財産の状況を照会し、台帳登録済みであることを確認した。
福祉保健局 (社会福祉 法人幸会)	補助金の 返還を求め るべきもの	局は、社会福祉法人等が設置する保育所等の運営等に要する費用の一部を補助している。 ところで、この補助金交付状況について見たところ、法人は、努力・実績加算の項目を誤って算定したことから、94万6,000円が過大に交付されている。	各保育園に対し、実績に対する加算について、誤認のないよう注意喚起の説明文を21福保子保第1461号(平成22年1月15日付け)で通知した。 平成19年度の過大に交付された補助金については、再提出された実績報告書に基づいて再確定を行い、返還を受けた。

対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
福祉保健局 (社会福祉法人雲柱社)	補助金の 返還を求め るべきもの	局は、社会福祉法人等が設置する保育所等の運営等に要する費用の一部を補助している。 ところで、この補助金交付状況について見たところ、法人は、努力・実績加算の項目を誤って算定したことから、32万5,000円が過大に交付されている。	各保育園に対し、実績に対する加算について、誤認のないよう注意喚起の説明文を21福保子保第1461号(平成22年1月15日付け)で通知した。 平成19年度の過大に交付された補助金については、再提出された実績報告書に基づいて再確定を行い、返還を受けた。
福祉保健局 (社会福祉法人清心福祉会)	補助金の 返還を求め るべきもの	局は、社会福祉法人等が設置する保育所等の運営等に要する費用の一部を補助している。 ところで、この補助金交付状況について見たところ、法人は、努力・実績加算等の項目を誤って算定したことから、28万2,000円が過大に交付されている。	各保育園に対し、実績に対する加算について、誤認のないよう注意喚起の説明文を21福保子保第1461号(平成22年1月15日付け)で通知した。 平成19年度の過大に交付された補助金については、再提出された実績報告書に基づいて再確定を行い、返還を受けた。
福祉保健局 (社会福祉法人葛飾学園)	補助金の 返還を求め るべきもの	局は、社会福祉法人等が設置するケアハウスの事務費の一部を補助している。 ところで、この補助金交付状況について見たところ、法人は、単価区分別利用人員を誤って算定したため、補助金106万2,000円が過大に交付されている。	過大に交付された補助金については、平成22年1月5日に法人より返還された。 また、平成22年2月24日付けで各施設宛に発送した平成21年度第2回変更交付申請依頼文書において、利用人員算定にあたって誤りのないように注意喚起した。

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
福祉保健局	補助金交付要綱を見直すべきもの	局は、教育内容を充実させることによって都内における看護師等の充足を図り、都民の生命と安全の確保に寄与することを目的として、補助金の交付要綱に基づき、医療法人等が設置する看護師等養成所に対して、運営等に要する経費の一部を補助している。 ところで、看護師等養成所運営費補助金は広く看護師等養成所の運営経費を対象経費としているため、看護師養成所等実習資器材整備事業費補助金の対象経費である実習用資器材の購入経費も対象経費に含まれる。 しかしながら、どちらの要綱も、他の補助金と対象経費を重複して計上することを制限していないことから、同一の経費を両方の補助金の対象経費として計上することが可能であり、今回の監査においてその実例が認められた。 このように、両補助制度の対象経費が調整されていないことは適切でない。	平成 21 年度における両補助金について、同一の経費に対し重複して補助の対象とすることのないよう整合を図り、実績報告において適正に審査を行うよう、担当者間で再確認した。 また、当監査後に実施した看護師養成所等実習資器材整備事業費補助金の追加申請依頼においては、看護師等養成所運営費補助金の対象経費との重複計上を制限する旨を記載の上、事業者に対し周知した。
福祉保健局	法人に対する指導を適切に行うべきもの	局は、東京都介護老人保健施設施設整備費及び設備整備費補助要綱に基づき、東京都介護老人保健施設施設整備費及び設備整備費補助金を交付し、また、東京都介護老人保健施設整備費利子補給金交付要綱に基づき、東京都介護老人保健施設整備費利子補給金を交付している。 両要綱では、補助事業により取得し、効用の増加した不動産及びその従物については、定められた期間を経過するまで、知事の承認を受けないで補助金の交付の目的に反して担保に供するなどしてはならないとし、補助対象施設としての財産の処分等に制限を定めている。 ところで、両補助金の交付対象施設に係る不動産登記事項を見たところ、利子補給対象の借入に係る抵当権のほかに、他の市中金融機関の根抵当権が設定されている事例が認められた。根抵当権は、継続的な取引において一定の範囲で不特定の債権を極度額で担保するものであり、介護老人保健施設の資産保全と運営に影響を及ぼすおそれがあることから、その設定は適切でない。	平成 22 年 2 月 25 日付けで、各施設管理者に対し、財産処分制限の規定を示した通知を発送し、施設の適正管理について周知した。 なお、当該補助事業は平成 21 年度から財団法人東京都福祉保健財団に移管しており、平成 21 年度分の補助申請受付は終了しているため、平成 22 年度分の申請受付から、不動産登記簿謄本により補助対象物件の不動産登記事項を確認することとした。

対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
福祉保健局	補助金申請の算定における妥当性・公平性を確保すべきもの	局は、東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金交付要綱（給付費施設・給付費通所施設）に基づき、社会福祉法人が設置する身体障害者更生施設等（障害者自立支援法附則第35条の規定による改正前の身体障害者福祉法に規定する指定身体障害者更生施設等）の運営等に要する費用の一部を補助している。 この補助金は、定員等に基づいて算定する基本補助と努力・実績に応じて算定する努力・実績加算額等の合計額を基に算定されている。 ところで、法人等から提出された申請において「障害者等雇用加算」項目に係る状況を見たところ、雇用時間の算定方法において、有給休暇、超過勤務、出張時間等に関する法人の認識に差異がある事例が認められた。 これは、局が法人に対して、「雇用時間」の解釈について統一した説明を行っていないこと、局が審査に当たり、雇用契約書と出勤表の整合性を確認していないことが原因であり、「雇用時間」に応じて算定される補助金であるにもかかわらず、その算定根拠に妥当性・公平性が確保されていないことは適切でない。	東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助取扱要領（給付費施設・給付費通所施設）を改正し、加算対象者等の要件欄に「雇用時間」の解釈を記載した。併せて交付申請時、実績報告時の様式（障害者等雇用加算職員名簿）に確認欄を設ける等の改正を行い、算定根拠の妥当性・公平性の確保を図った。 また、都から施設へ通知する加算申請依頼文等においても、このことを周知徹底している。
福祉保健局 (社会福祉法人山の子会)	補助金の返還を求めべきもの	局は、障害者（児）施設等が地域の拠点機能として、講演会など地域住民の理解や支援力を高めるための取組を行うことにより、地域の受入体制の整備が図られることから、当該施設に対して事業費の一部を補助している。 ところで、この補助金交付状況について見たところ、法人は、その他の収入として計上すべき模擬店の売上げ54万717円を収入額に含まずに申請したため、40万円が過誤に交付されている。	過大に交付された補助金については、平成22年2月5日付けで返還を受けた。 併せて平成21年度の申請法人に対しては、実績報告依頼の際にQ & Aを再度周知し、実績報告審査の適正化を図る。
福祉保健局 (社会福祉法人みずき福祉会)	補助金の返還を求めべきもの	局は、障害者（児）施設等が地域の拠点機能として、講演会など地域住民の理解や支援力を高めるための取組を行うことにより、地域の受入体制の整備が図られることから、当該施設に対して事業費の一部を補助している。 ところで、この補助金交付状況について見たところ、法人は、その他の収入として計上すべき模擬店のチケット売上げ16万200円を収入額に含まずに申請したため、16万円が過大に交付されている。	過大に交付された補助金については、平成22年2月5日付けで返還を受けた。 併せて平成21年度の申請法人に対しては、実績報告依頼の際にQ & Aで再度周知し、実績報告審査の適正化を図る。

対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
福祉保健局 (社会福祉 法人もくば 会)	補助金の 返還を求め るべきもの	局は、社会福祉法人が設置する身体障害者療護施設等（障害者自立支援法附則第35条の規定による改正前の身体障害者福祉法に規定する指定身体障害者療護施設等）の運営等に要する費用の一部を補助している。 ところで、この補助金交付状況について見たところ、法人は、基本補助項目を誤って算定したため、28万8,000円が過大に交付されている。	過大に交付された補助金については、平成22年2月19日付けで返還を受けた。 併せて、例年4月後半に各施設あて送付している実績報告の提出依頼において、施設における再確認について改めて周知徹底し、実績報告審査の適正化を図っていく。
福祉保健局 (社会福祉 法人あだち の里)	補助金の 返還を求め るべきもの	局は、社会福祉法人が運営する障害者支援施設等の長が行う定期的健康診断（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による）に要する費用の一部を補助している。 ところで、この補助金交付状況について見たところ、法人は、65歳未満の入所者等についても対象者に含めて申請したため、25万3,139円が過大に交付されている。	過大に交付した補助金については、平成17年度まで遡及して返還手続を行い、平成22年2月9日付けで返還された。 また、平成21年度確定時において全申請者に対し、平成22年2月25日付け事務連絡「結核予防費都費補助金確認事項について」を送付し、適正な対象者の把握を周知・徹底した。
福祉保健局	財産の管 理を適切に 行うべきもの	局は、基本協定により、事業団に管理対象施設の財産を管理させている。 このうち、公有財産に該当するものは、原則として、東京都公有財産規則に基づき公有財産として登録されるべきものである。 ところで、基本協定に管理の対象として記載されている財産と局の財産情報システムのデータとを突合したところ、既に撤去された建物などが局の財産情報システムに過大に登載されていることが認められた。	小山児童学園プール機械室・便所、小山児童学園プール、日野療護園浄化槽について、財産情報システムからの除却処理を実施した。

対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
福祉保健局	利用者負担金の徴収を適正に行うべきもの	局は、都立児童養護施設における家庭在宅サービス事業をF区から受託し、石神井学園においてショートステイ及びトワイライトステイ事業を実施していることに伴って、利用者負担金の利用者からの徴収を事業団に行わせている。 これは都に帰属する歳入であり、この行為は、地方自治法施行令で規定する私人に対する歳入の徴収、収納の事務の委託に該当することから、東京都会計事務規則により、あらかじめ会計管理者へ協議した上で、事業団と私人徴収事務委託契約を締結すべきであるが、この手続はとられていないことが認められた。	利用者負担金の徴収方法について、他区と同様の徴収方法とし、公金の徴収を適切に行うため、F区と意見交換を行った結果、平成22年4月1日から徴収方法を変更することとなった。
福祉保健局 (社会福祉法人東京都社会福祉事業団)	収納金の管理を適正に行うべきもの	事業団における日々の金銭収入については、経理規程で、直ちに支出に充てることなく、当日、やむを得ないときは翌日、必ず一旦取引金融機関に預け入れなければならないとされている。 ところで、千葉福祉園では、生産品等の売上代金の収納については、管理部門が入金伝票を作成し、収受した現金は経理部門が継続収入票で収入管理し、金融機関に入金している。 しかしながら、売上代金の取扱い状況を見たところ、日々の売上代金は、当日、経理部門に引渡すことになっているにもかかわらず、管理部門において封筒に入れられ、2日から1、2週間の間金庫で保管された後、数日分を合計して一日分の収入とした入金伝票によって経理部門に引渡されていることが認められた。また、販売当日の収入を記録した現金出納簿等の帳簿も整備されていない状況であった。 このような状態は、現金に係る事故を防止するうえで適正でない。	千葉福祉園の生産品売上について、平成21年12月売上分から現金出納簿を作成し、日々の適正管理に努めることとした。 また、事務局として、平成21年12月の事業団事業所長会において各施設長あてに現金管理の徹底について周知した。

対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
福祉保健局 (社会福祉 法人東京都 社会福祉事 業団)	物品管理 を適正に行 うべきもの	東京都物品管理要綱では、本体価格及び付随費用の合計が100万円以上のものについては、当該本体価格と付随費用の合計を取得価格とし、財務会計システムに重要物品として登録し管理することとされている。 ところで、指定管理者に管理委託している公の施設において共用している重要物品について見たところ、八王子福祉園において購入した腰プレス機、高圧蒸気滅菌器について、以下の状況が認められた。 局は、腰プレス機の取得価格について、本体価格と付随費用の合計である128万円とすべきところ、本体価格95万円に消費税のみを加えた99万7,500円としたため、重要物品として登録していない。 園は、高圧蒸気滅菌器(取得価格:147万円)について局に購入の報告を漏らしたため、重要物品として登録されていない。	事業団は、平成21年11月18日付け21社事第576号により、東京都知事あてに「物品取得報告書」を提出した。 また、報告漏れを防ぐため、事務局として平成21年12月及び平成22年1月の事業団事業所長会において各施設長に対し周知徹底を図ること及び今年度購入物品の再チェックを指示した。 局は、事業団からの報告を受け、平成22年2月17日付け21福保障居第2780号決定により、財務会計システムへの登録を実施した。
福祉保健局 (社会福祉 法人東京都 社会福祉事 業団)	価格調査 を適切に行 うべきもの	小山児童学園及び片瀬学園では、入所児童の給食用に概算払契約により賄材料を購入している。 学園は、契約の相手方の店舗における店頭価格と同じ価格で賄材料を納品させ、その合計金額に各契約で定められた割引率を乗じて支払金額を確定している。 ところで、野菜などの生鮮食料品の価格は時期によって変動することから、学園は、契約の相手方の店頭等で価格を調査し、納品時の価格が店頭価格と同額か否か随時確認することを仕様書において定めている。 しかしながら、平成19年度及び平成20年度の契約締結後の状況について見たところ、いずれの学園も、価格調査を行っていないことが認められた。 価格調査は、支払金額の適正性を担保するために必要であり、学園が価格調査を実施していないことは適切でない。	事業団は、平成21年12月21日付け21社事第648号において、各施設長あてに店頭価格調査の実施を指示した。 その結果、小山児童学園は平成22年1月、片瀬学園は平成22年2月に価格調査を実施し、それぞれ実施結果の報告を受けた。 また、平成22年1月の事業所長会において、平成22年度以降の取扱いについて周知徹底を図った。 局においても、平成22年2月の福祉保健局事業所長会において、情報の周知徹底と再発防止について注意喚起を行った。

対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
福祉保健局 (社会福祉法人東京都社会福祉事業団)	各管理施設の情報セキュリティ対策を徹底すべきもの	事業団が定めている情報セキュリティ対策基準では、電子情報の廃棄を行う場合には、情報セキュリティ責任者の許可を得る、情報が復元できない方法で廃棄する、行った廃棄について、日時、担当者及び処理内容を記録する、こととしている。 ところで、七生、千葉、東村山福祉園及び日野療護園におけるパソコンの廃棄処分に伴うハードディスクの処理について見たところ、以下のとおり、対策基準を遵守していない状況が認められた。 情報セキュリティ責任者の許可が行われていない。 ハードディスクが、本体から取り出されただまま、情報の消去処理をされずに現存している。 廃棄に関する具体的な記録がない。 事業団は、パソコン等の電子情報の廃棄を適正に行うとともに、対策基準の共通の運用事項として、電子情報の具体的な廃棄手順、記録様式等を整備し、早急に各管理施設の情報セキュリティ対策を徹底されたい。 局は、都における情報セキュリティ基本方針に基づき、事業団に対し適切に指導されたい。	事業団は、平成22年2月1日に「電子個人情報の管理に関する取扱要領」を策定し、廃棄記録簿等を定めた。 各施設に対しては、平成22年2月の合同管理運営係長会において、取扱要領及び情報セキュリティ対策の徹底について周知した。 局は、事業団に対し、平成22年2月22日付け21福保総企第758号「情報セキュリティ対策の再徹底について」により、電子情報の具体的な廃棄手順等を定めることなど、情報セキュリティ対策の再徹底を図るよう、通知した。
福祉保健局 (社会福祉法人東京都社会福祉事業団)	補助金の返還を求めべきもの	局は、事業団が補助事業を行うために必要とする職員費及びその他の事務費等を補助している。 ところで、事業団は、平成19年度及び平成20年度に、本部に係る建物管理委託契約を締結しているが、この契約のうち清掃業務の実施場所及び面積を見たところ、契約書内訳では会議室(1)の面積は144.0㎡となっているものの、実測値は100.0㎡であることが判明した。 このため、両年度ともに5万9,170円が過大に支出されており、その結果、都からの補助金11万8,340円が過大に交付されている。	事業団は、平成22年1月26日付け21社事第738号により、平成19年度及び平成20年度の運営費補助金実績報告を再提出した。局からの返還請求受理後、理事会の承認を得た上で過大交付分を返還した。 局は、平成22年2月24日付け21福保総企第723号により、平成19年度及び平成20年度の補助金の額の再確定について、事業団へ通知するとともに、過大に交付された補助金の返還を命じた。

対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
福祉保健局 (社会福祉 法人東京都 社会福祉事 業団)	実習生受 入れに伴う 事務手続き を適正に行 うべきもの	都と事業団は、施設の指定管理について、基本協定を締結しており、基本協定では、事業団が施設等を第三者に使用させる場合には、あらかじめ書面による都の承認が必要であると明記している。 ところで、石神井学園における、施設等の管理状況について見たところ、園は、保育士養成学校等からの実習生を受け入れるに当たって、都の承認を受けることなく、施設に宿泊させていること、宿泊する施設に整備している冷蔵庫、電子レンジ、テレビ、洗濯機、浴室等の使用に対して、光熱水費等を徴収していないことが認められた。 行政財産の目的外使用は、公有財産規則等において、使用許可の範囲、使用料の徴収等を規定しており、使用者に対しては、光熱水費等の経費を負担させなければならないとしていることから、園が都の承認を受けずに第三者に施設等を使用させ、光熱水費等の経費の徴収を怠っていることは適正でない。 また、局は、園が事前承認を受けずに実習生を受け入れ、宿泊させている事実を把握していながら、事業団を指導していないことは適切でない。	事業団は、平成22年2月8日付け21社事第793号により、局に対し行政財産の用途変更申請を行った。 局は、事業団からの協議を受け、実習生宿泊室等については、平成22年2月25日付け21福保子育第2112号により、用途変更処理済みである。 実習生の受入れは、保育実習実施についての都道府県及び児童福祉施設等の協力義務に基づき、行っているものである。 今回の用途変更手続を受け、今後は用途に適った行政財産を適正に使用していく。
産業労働局 (公益財団 法人東京都 農林水産振 興財団)	健康診断 (二次検査) に関する支 払いを適切 に行うべき もの	財団は、補助金等により、職員の健康管理のために、「健康診断(二次検査)に関する委託(単価契約)」をGと契約締結している。 これについて見たところ、実際の請求金額の単価は内訳がなく、契約単価に基づく請求がなされているかが確認できない。	請求書の内訳から単価が確認できるように契約書の単価表を見直し、新たに平成21年度の契約(平成21年11月26日付け21農振財契第2822号)に反映させた。 この契約に基づき、適切な支払いを平成22年3月3日に行った。

対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
産業労働局 (公益財団法人東京都農林水産振興財団)	会計処理 を適正に行 うべきもの	財団は、公益法人会計基準に基づいて会計処理を行っており、同基準では、正味財産増減計算書は、当該事業年度における正味財産のすべての増減内容を明りょうに表示するものでなければならないとされている。 しかしながら、財団の決算資料を見たところ、平成20年度に局から交付決定のあった1,344万円のシカ被害地造林対策事業補助金を、当該年度の収入として計上せず、翌年度の収入として計上していることが認められた。	補助金収入に係る適正な会計処理について、財団の各所属長宛に文書により注意喚起した(平成21年12月16日付け21農振財第1206号)。 また、平成21年12月の財団の定例課長会において、補助金収入に係る事務処理の流れについて説明し、各所属長を通じて職員に周知徹底を図った。
下水道局 (東京都下水道サービス株式会社)	契約事務 手続きを適 正に行うべ きもの	会社は、局からの受託業務規模拡大に伴い、平成21年度に組織改正を行っており、その執務環境を整備するために、本社等の改修工事を行っている。 ところで、本社事務室改修工事ほか2工事(以下「3工事」という。)については、H社と特命随意契約していることが認められた。 会社はこれについて、組織体制が固まるのが新年度の直前であり、事務手続き、工期などを考慮すると、特命随意契約でしか対応できないとしている。 しかしながら、会社の平成21年度の組織体制は、事実上、平成21年2月には固まっており、港事業所改装工事は、工期が一番遅い雑司ヶ谷庁舎事務室改修工事その2と同様な工期でありながら、経理規程に基づき、指名競争入札で契約しているため、3工事においても、競争入札での契約手続きが可能である。	会社は、平成21年12月の管理部部内会議において職員への注意喚起を行い、今後同種の契約を行うにあたっては、競争性・公平性等の確保に努め、適正な契約事務を行うよう周知した。

〔平成 21 年各会計定例監査〕

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
都市整備局	業務委託契約の支払方法を適正に行うべきもの	都営住宅経営部は、都営住宅の区市町村への移管に係る「移管修繕業務委託に関する契約」（金額：1,375万7,429円、契約期間：平成20.9.23～平成21.3.31）を東京都住宅供給公社と締結し、分割概算払を行っている。 当該契約の支払状況を見たところ、第3四半期分を平成21年2月27日、第4四半期分を平成21年3月6日（1月分）、3月17日（2月分）、4月10日（3月分）に交付しており、当該業務執行後の支払となっているが、概算払による資金を受けなければ、当該委託事業の実施が明らかに困難であるとは認められないものであり、適正でない。	平成21年度の移管修繕業務委託については、確定払により契約を締結した。 また、平成22年2月1日付けで、概算払の適正な運用について、事務連絡により周知した。 今後も、契約内容、契約規模及び契約の時期・期間を踏まえ、適切な支払方法を選択することとする。
都市整備局	都営住宅等の建設に伴う財産処理に係る事務を適切に行うべきもの	東部住宅建設事務所及び西部住宅建設事務所において、都営住宅等の建設に伴う財産処理事務について見たところ、財産処理経過簿を作成していないことなどから、道路管理者及び区市町村との引継ぎに係る協定書等の締結の有無が確認できない事例があること、事業計画時の基本協定や担当者による部分的な記録に基づいて個々の事案を管理しているため、経過及び現状を正確に確認できない事例があることなど、未処理の財産について、現状・要因把握等の事務処理及び進行管理が適切に行われていないことが認められた。 この財産処理については、平成19年定例監査において、部に対し、現状及び要因等を把握し、所などにおける進行管理を行って、速やかに引き継げる体制を確立するよう指摘しているが、前述の各所の事務処理状況などから、部が、現状及び要因を適切に把握しているとは認められない状況となっている。	地域開発整備要綱に基づき整備し、区市に引き継ぐ等の財産処理について協定書等を各所の所管課とともに、財産処理の進展の都度、処理経過等を整理するなど、財産処理に係る事務を適切に行うよう、部として各所に対して指導（平成21年7月24日付け事務連絡）した。 財産処理の進展の都度、処理経過等を整理しておくための「財産処理経過簿」の作成及び地域開発整備要綱に基づき整備し、区市に引き継ぐ等の財産処理が必要な案件について掲載している未処理案件リストを平成21年11月30日付けで更新し、適切な財産処理事務を行える仕組みを整えた。

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
福祉保健局	賄材料購入代金の支払に当たり、適正な代金を支払うべきもの	誠明学園では、生徒の給食用に、概算払契約により賄材料（野菜類）を購入している。 契約金額は、「店頭価格の５パーセントまたは１０パーセント引き」となっており、契約相手方の店舗における店頭価格と同じ価格で納品させ、その合計金額に契約の割引率を乗じて支払金額を確定している。 野菜などの生鮮食料品は時期によって価格が変動することから、学園では、毎月１回、契約相手方の店頭で価格を調査し、納品された価格が店頭価格と同額か否かを確認している。 ところで、この価格調査について見たところ、価格調査によって納品価格が店頭価格を超えていると判明したにもかかわらず、学園は納品書の訂正を求めず、不適正な価格に基づいて支払をしている。また、納品価格が適正か否かの確認手続きをせずに支払をしている。	平成２１年１０月からは価格調査実施後、速やかに報告するとともに、調査時に納品価格が店頭価格を超えている場合には、その場で納品書の金額訂正を指示し、訂正（見え消し）後の納品書とともに請求書の提出を求め、支払を行っている。 また、店頭価格調査にあたっては、平成２２年２月より調査票を作成し、調査から報告までのさらなる効率化を図っている。
福祉保健局	建物管理委託における清掃対象床面積を適正に算出すべきもの	心身障害者福祉センターは、東京都心身障害者福祉センター及び東京都児童相談センター建物管理委託契約（契約金額：１億２，９３６万円）をⅠと締結し、庁舎の清掃を実施している。 ところで、センター庁舎の本館及び新館にはエレベーター室がそれぞれ１箇所ずつあり、それらの床部分も清掃対象としているが、庁舎各階にエレベーター室の床部分があるものとして清掃対象床面積を算出していることなどから、清掃対象床面積が１０４．０４㎡過大になっている。 このため、積算額１８万４，９６８円が過大なものとなっている。	平成２２年度準備契約においては、清掃対象床面積の算出にあたり、各フロアの床面積を精査するとともに、清掃委託が必要な場所についても、現場を見て再確認した。 また、本件契約は、準備契約の案件（財務局契約）であるため、局及び部の契約事務担当者等においても、仕様書や積算額などについて充分チェックを行うよう、平成２１年１１月の福祉保健局準備契約事務説明会において周知を図った。

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
福祉保健局	適正な手続きにより契約を締結すべきもの	北療育医療センターにおける産業廃棄物の処理について見たところ、収集運搬業務については、単価契約により委託契約を締結しているが、処分業務については、平成15年度以降、毎年度の契約手続きが行われていないことが認められた。 ところで、地方自治法では、電気などの供給に関する契約や不動産を借りる契約などについては、長期継続契約とすることができるとされているが、産業廃棄物処分委託契約はこれらに該当せず、年度ごとに契約手続きを行っていないことは適正でない。	平成22年度の契約について、適正な手続きにて、契約準備を行った。
福祉保健局	食品衛生法に係る食品営業許可の更新事務を適切に行うべきもの	食品衛生法に基づく食品営業許可及び許可更新について、「営業許可に関する事務の取扱い」によれば、許可満了日近くに申請が行われ更新事務等が間に合わない場合や、現場調査の際に施設の不備が発見された場合には、設備の改善確認などが終了してから遡及して許可を更新することとしているが、遡及適用は特例的な扱いであることから、計画的な監視指導により許可有効期間中に施設を完備させ、円滑に許可更新を行うとしている。 ところで、多摩小平保健所で4か月分の当該許可の更新事務について見たところ、遡及して更新されている事例が複数見受けられ、この状況に対し、所では、更新対象者に対して許可満了日の1ヵ月半前にはがきで連絡する、当月の許可満了分について月初めに講習会を開催しまとめて申請受付を行う、ほか、電話等により申請の督促を行っているとしている。 しかしながら、実査した4か月分だけでも9件の遡及適用が認められる状況を踏まえると、申請受領から現場調査、改善の確認までの日程を検討し、許可有効期間中に更新できるよう、事務の進め方を見直す必要がある。 また、施設不備により改善を命ずる場合は、少なくとも30日以内に完了させるよう指導することとしているが、正当な理由がなく、当該期間中に施設を完備できなかった場合には、不許可処分とすることなども含め、適切に対応する必要がある。	従来、許可満了当月始めに実施していた更新講習会を、平成22年度から、前月の概ね20日～25日に開催し、前年度に比較し7日～22日前に実施することで、現場調査、改善確認までの十分な日数を確保することとした。

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
病院経営本部	検食を適正に行うべきもの (広尾病院)	都立病院は、東京都立病院栄養業務実施要綱に基づき、患者用給食の安全衛生、質、量、食味等が適正であることを点検するため、病院職員である医師又は栄養士の少なくとも1人が、毎日、朝、昼、夕食の検食を行うこととしている。 しかしながら、平成20年度における検食実績を確認したところ、実際に調理を行っている者による試食は行われているものの、検食を行わなかった日があることが認められた。	広尾病院では、院内の栄養委員会において、検食の実施について各診療科に周知徹底した結果、平成22年2月分の検食率が100%になった。
病院経営本部	検食を適正に行うべきもの (松沢病院)		松沢病院では、宿直簿と検食簿を並べて置くこと、庶務課、栄養科、検食担当医師間の連絡体制を強化することにより、平成22年2月の検食率がほぼ100%になった。
産業労働局	業務委託契約の支払いを適切に行うべきものの	農林水産部は、「苗木の生産供給事業」及び「農地と担い手マッチング事業」について、業務委託契約を締結している。 ところで、この業務委託に係る概算払の支払状況を見たところ、次のように不適切な状況が認められた。 苗木の生産供給事業は、四半期ごとに分割概算払を行っているが、事業計画に対する報告を徴していないため、事業計画に基づく適切な金額を算定しないまま、執行計画と同額が支出されている状況となっており、各期ごとの繰越金を考慮した概算額の支払が行われていない。 農地と担い手マッチング事業は、年度当初に全額を一括支出しているが、受託者からは四半期ごとの執行計画が提出されており、分割概算払でも事業執行に支障はなく、一括払する必要はない。	事業が計画に対する報告を受けた後に検査を行っていたが、検査内容を確認できる形で残されていなかったため、検査の様式を整え、既に実施している。 これに基づき、概算額の支払については、事業計画や各期の繰越金を考慮した適切な金額を支払うよう改善した。 平成22年度以降は、四半期ごとに適正に支払うよう準備契約の事務処理を進めている。
産業労働局	一体の契約とするよう見直すべきものの	多摩職業能力開発センターでは、庁舎清掃委託とトイレ清掃委託(単価契約)について、それぞれと契約を締結している。 ところで、これらの業務内容について見たところ、トイレ清掃委託契約と庁舎清掃委託契約とは、同種の業務契約であり、別契約として行う必要性はない。	平成22年度の契約については、庁舎清掃委託の仕様内容のとおり一体の契約として実施する旨を決定した。なお、平成22年3月12日に開札し、受託業者が決定した。

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
産業労働局	休止事業者等に対する状況把握及び訓練再開に向けた支援を適切に行うよう指導すべきもの	雇用就業部では、各職業能力開発センターに対し、毎年認定職業訓練を行っている事業主等を巡回して、認定職業訓練実施状況の確認や経理事務の指導を行い調査報告書を提出するよう指導している。 ところで、各センターにおいて、これらの認定職業訓練の巡回指導等について見たところ、長期間休止状態が続いていたり、休止届を提出しないまま休止扱いとなっている事業主等があるが、中央・城北職業能力開発センター以外の各センターでは、これらの休止事業者等に対して何ら具体的な対応を行っておらず、休止事業者等が訓練の早期再開を行うための環境を整備するうえで、十分とは言えない状況になっている。	部では、各センターの担当者が休止事業主等に対する巡回指導を円滑に行えるよう、平成21年に休止校実態調査のサンプル調査への着手を指導し、その結果を踏まえ、調査票の様式を整備し、平成21年11月18日付け「平成21年度認定職業訓練「休止団体・事業所調査」について」で、実施方法について各センターと休止団体・事業所宛に通知した。これに基づき各センターで巡回指導を実施し状況把握を行い、計画的に指導・支援が行われる状況とした。
産業労働局	ホームページに人材育成プラザ施設の空き状況等を掲載することについて検討すべきもの	雇用就業部では、東京都立職業能力開発センター人材育成プラザを7箇所設置し、実習室などの施設等の貸出を行っており、これらの施設の使用申請書は、各センターから郵送又は利用者が直接取りに行く等の方法がとられている。 各センター人材育成プラザのホームページを見たところ、大部分のセンターでは、貸出施設の空き状況や施設設備使用申請書等のPDF版を掲載していない状況になっており、また、部が運用管理しているTOKYOはたらくネットの人材育成プラザのサービスというページでは、サービス内容、施設概要及び利用案内が掲載されているのみとなっている。 各センター等のホームページにおいて貸出施設の空き状況の確認を可能にしたり、各センターで共通して使用する書類を掲載して、利用者が自ら印刷できるようにすることは、利用者の利便性の向上にとって重要である。	平成21年10月に人材育成プラザの担当者会議を行い、掲載方法等の検討を行った。 その上で、人材育成プラザ施設の空き状況及び施設設備使用申請書様式をホームページに掲載し、利用者の利便性の向上を図った。

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
中央卸売市場	販売金額の調査を適切に行うべきもの	東京都中央卸売市場条例施行規則では、仲卸業者が卸売業者以外の者から物品を買い入れて販売（以下「直荷引」という。）したときは、毎月の販売実績を買い入れ物品販売届出書により市場に届け出なければならないとし、直荷引を行った仲卸業者から、届出書による販売金額の1,000分の2.5を仲卸業者売場使用料として徴収するとしている。 また、各市場は、仲卸業者の直荷引分について、仲卸業者が決算書により作成する事業報告書により、事業年度の直荷引分の販売金額を調査することとしている。 ところで、大田市場における直荷引分の販売金額の調査状況について見たところ、大田市場は、各月の届出書を事業年度で集計した額と、事業報告書の額とを突合し、相違を調査した記録がなく、調査が適切に行われたか確認できない状況となっている。	仲卸業者を対象に、平成19年度及び平成20年度の事業報告書と販売届出書の年間合計額を突合したところ、8社について、総額112万余円が徴収漏れとなっていたので、追徴した。 今後も毎年度、事業報告書と販売届出書の突合をし、調査を行っていく。
建設局	霊園管理システムを見直すべきもの	公園緑地部は、霊園の埋蔵施設、収蔵施設の貸付を行い、使用者から、霊園管理埋蔵施設等の使用料及び霊園内の清掃等の経費負担である管理料を徴収しているが、これらの収入管理については、霊園管理システムを用いている。 現行システムでは、データを変更する必要がある場合には、職員がデータベースを直接書き換えることとなっているが、変更前と変更後のデータを保持し変更した履歴や内容等が分かるようにして、不正改ざんを防止できるような仕組みにはなっていない。 このため、現状では、不正改ざんが行われても判別できず、正確な結果が得られなくなる恐れがある。	墓所返還等を除く、各項目の訂正等についてデータ修正履歴リストを保存し、出力確認が出来るようにシステム改修を行った。 また、修正等を行う際には、修正前、修正後に管理監督者の決裁を取ることで確認を行い、実際に作業を行う際には、必ず複数人で対応するよう、セキュリティの強化を図った。
建設局	計画的に対応すべき工事について、単価契約ではなく競争入札により契約を締結すべきもの	単価契約工事は、緊急性のある小規模な工事を対象として、これらの工事に必要な工種及び単価を定め、点検・修繕を行う必要が発生したときに、請負者に対して、工事を指示するものであり、例外的な契約方法であることから、限定して適用されるべきものであり、適用にあたっては、その理由を明確にする必要がある。 ところで、南多摩東部建設事務所及び北多摩南部建設事務所では、計画的に対応することが可能であった工事を、単価契約工事により行っており、適正でない。	局内全ての技術系課長級が参加する、局主催の技術担当課長会（平成22年1月開催）において、「道路維持関係（単価契約）実施要領・運用の手引き」を配布した上で、単価契約の適用範囲にあたって十分に留意するよう、あらためて注意喚起を促した。

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
建設局	単価契約工事を実施せず、本来整備工事により行うべきもの	第三建設事務所及び北多摩南部建設事務所における単価契約工事について見たところ、河川や道路にかかる整備工事において関係者と十分協議を行い、本来整備工事で行っておくべき内容の工事を、単価契約工事によって行っていることが認められた。	局内全ての技術系課長級が参加する、局主催の技術担当課長会(平成22年1月開催)において、「道路維持関係(単価契約)実施要領・運用の手引き」を配布した上で、単価契約の適用範囲にあたって十分に留意するよう、あらためて注意喚起を促した。
建設局	契約方法を見直すべきもの	道路管理部は、板橋四ツ又駐車場の車両保管業務、駐車料金収納管理業務等について財団法人東京都道路整備保全公社を特命し、委託を行っており、その理由としては、当該駐車場が都道の道路付属物駐車場であることから、管理は道路管理者が行うべきものであり、業務受託者についても道路管理者に準ずる者であることが必要であること、平成14年度より公社に委託しているが、当該駐車場における収支の改善や漏水対応などを適切に行っていること、などとしている。 しかしながら、受託者は、道路管理者に準ずる者であることが必要であるとしているが、業務委託を行ったとしても、法令上の道路管理者は都であり、一般の民間事業者が業務の受託者となる場合であっても支障はないこと、委託業務内容は、主に車両保管業務、駐車料金収納管理業務等であり、民間の駐車場事業者が十分に行える業務であること、などから、公社に特命で委託しているのは適切でない。	板橋四ツ又駐車場については、平成23年度から指定管理者制度(公募による指定管理者の選定)及び利用料金制を導入することとし、平成22年第一回定例会に条例改正の議案を提出した。

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
建設局	霊園管理料の分割納付について検討すべきもの	公園緑地部は、霊園の埋蔵施設、収蔵施設の利用者から、東京都霊園条例及び同条例施行規則に基づき、霊園内の清掃、維持補修等の経費の負担について、管理料として利用者から徴収している。 この管理料の収入未済額のうち、部が高額滞納案件としているものは、監査日（平成21.3.2）現在、150墓、1,418万6,450円であり、このうち、滞納金額の年額が1墓5万円以上となっているものは、14墓、266万1,820円であり、1年分の最高額では、15万8,400円となっている。 部は、高額滞納者に対し、電話催告を行うなどして、滞納している管理料の支払を求めているが、滞納している管理料のうち少なくとも1年度分を単位として支払うことを求めている、1年分の管理料を分割して納付するなど、分割納付を認めていない。	高額滞納者に対して、電話・手紙で催促を行い、1年度分の管理料について分割納付の意思があるかどうか確認を行ったところ、希望する者はいなかったが、支払を促す効果があった。 今後も引き続き電話・手紙で催告を行い、1年度分の分割納付の希望があった場合は、分納計画を確認の上、認めていく。 また、納付書に使用取消の警告文を付し、納入を促すよう改善した。
港湾局	軽油の購入を経済的に行うべきもの	東京港管理事務所及び東京港建設事務所では、船舶の燃料軽油を購入している。 両所は軽油の貯蔵タンクを共用しており、両所の契約相手が、それぞれタンクローリー車により軽油を納入している。 ところで、両所の軽油購入契約の書類を見ると、それぞれ別途契約を行っており、1ℓ当りの契約単価が最大で約21円の差が生じている。仮に、両契約を併せて実施し、いずれか廉価な価格で購入できたとすれば、両所合せて207万余円の節約が可能となる。	平成22年2月1日付けで、東京港管理事務所及び東京港建設事務所の2所で使用する軽油の単価契約を一本化し締結した。
交通局	適切な車両清掃が行われるよう実施方法を見直すべきもの	自動車部は、自動車営業所等における乗合自動車の車内清掃について、「旅客自動車車両清掃委託（単価契約）」契約をKと締結している。 ところで、所における車両清掃の実施状況（平成21年2月及び3月）について見たところ、1車両当たりの各月の清掃実施回数が、0回から4回と大きく差が生じている事例が認められた。	平成22年度の契約から、仕様書を改訂し、車両の運用状況等により指示書どおりに行うことができない場合は、別途車両係から受託者に指示することとした。 さらに、指示書のとおり2週間に一度、清掃作業を行っているか受託業者から清掃実施状況書を提出させ確認を徹底させた。

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
交通局	料金機の点検等を適切に行うべきもの	バスの乗務員は、料金機の故障、乗客の料金機への誤投入、ＩＣカード・バスカードから誤引き落としした場合などは、手持ちの回数券等の売上現金から、乗客に料金を返金している。 ところで、料金機が故障して釣り銭が出なかったとして、乗客に返金したとの乗務員からの報告があるものについて、車庫における料金機の故障点検・修理の記録を見たところ、当該料金機の点検・修理を行っていない事例が認められた。 しかしながら、料金機の故障による返金があると、売上データを正確に把握できないため、故障した場合には、必ず料金機を点検し、必要があれば修理するべきであり、極力、返金となる機会を減ずる必要がある。	料金機の故障による返金があった場合は、乗務員に修理伝票を作成させ車両係へ提出するように、平成２２年１月２７日付け事務連絡で各所に対し周知徹底を図った。 さらに、平成２２年４月１日付けで、規程の改訂を行った。
交通局	車庫における料金機の点検・修理における現金の取扱いを適正に行うべきもの	５営業所の車庫におけるバス車両の点検・修理等に関する臨時整備記録を見たところ、平成２１年１月１日から同年３月３１日までの９０日間に、３７３回、料金機の点検・修理を行っている。 料金機の点検・修理を行う場合、営業運転中に投入された現金が入ったまま点検・修理を行うこととなり、現金を扱わざるを得ないケースも少なくないと推定される。 また、車庫において、料金機の点検・修理に当たり、現金の回収とつり銭補充等を行っていることが確認できる事例も認められた。 本来、現金を取り扱わせる場合には、相互牽制等の確保に留意すべきであるが、部は車庫における現金の取扱いについて定めておらず、記録もつけるよう指示していない。	平成２２年３月１日に規程を作成し、料金機の修理時における現金の取扱い及び対応については、整備日報に取扱い金額、確認者を記録し、決裁を行うことを定めた。

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
水道局	消火栓補償費の事務処理方法及び請求時期等を検討すべきもの	局は、水道法に基づき、消火栓を設置している。また、消火栓補償費について、東京消防庁は、局との協議により、相当額を補償することとし、給水部は、覚書により上半期と下半期の2回に分けて収入している。 ところで、平成20年度上半期の収入状況を見たところ、事務処理に時間を要したことから、庁への請求が平成21年1月26日となり、納期限が到来していないため、監査日（平成21.2.17）現在、未収入であった。 しかしながら、請求金額は、上半期だけで5億127万余円と多額であり、経済性からも早期回収が望まれること、消火栓の設置工事等については、前年度に計画に基づき予算は確保されていることなどから、部は、庁と協議し、事務処理方法及び請求時期等を検討されたい。	消火栓補償費の早期収入のため、事務処理方法等について、5回にわたり、庁と打合せを行った。 消火栓の設置確認に伴う、照合作業の時期を分散させるための入力データと、照合時間を短縮させるための根拠資料（写し）を平成21年8月31日に庁へ提供した。 平成21年11月10日に上半期分について請求を行い、同年12月18日に領収し、年内に収入した。 今後についても、引き続き庁と連携を図り、早期収入に努めていく。
下水道局	私設量水器の有効期限を把握のうえ適切に対応すべきもの	井戸水等の使用水量の認定は、部が設置する時間計による認定を基本とし、これによらない場合は、私設量水器（使用者が設置した量水器）による認定などの方法により行っている。 しかしながら、部は、私設量水器について、その動作性能を担保するために、計量法に定める有効期限（8年間）を準用し、期限が過ぎたものについては交換を求めることとしているにもかかわらず、私設量水器が有効期限内か否かの把握をしておらず適切ではない。	井戸台帳の記載内容の確認作業を行うとともに、それらを電子化することにより、私設量水器の有効期限を容易に把握できるようにした。 また、有効期限を超えて私設量水器を使用している304件の使用者の全数に対し通知を行うとともに引続き交換を促し、うち74件について履行を確認した。

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
下水道局	債権管理を適正に行うべきもの	地方公営企業法によれば、管理者は、地方公営企業の業務に係る公金の徴収又は収納の事務については、収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認める場合に限り私人に委託することができる」とされているが、その際は、政令による定めが必要とされている。 ところで、流域下水道本部は、メトロレンガの売却代金の未収分553万3,962円の債権について、本件債務者が平成16年4月21日付けで破産宣告を受けたため、破産管財人から簡易配当を受けており、本債権回収に当たり、財団法人東京都新都市建設公社理事長を代理人に選任している。 しかしながら、本部は、選任に当たり、政令の定めがないにもかかわらず、債権回収終結までの一切の権限を公社理事長に白紙委任している。	本件については、平成22年1月20日に破産手続の終結並びにこれに基づく委任状の失効を確認したため、債権者変更を行うことが不要となった。 なお、メトロレンガの売却代金については、平成16年4月より、メトロレンガの引渡し前に代金を徴収するようにしたため、未収金の発生を未然に防止している。
下水道局	排水処理経費を適正に請求すべきもの	北部第二下水道事務所は、足立区所管の排水路から所が所管する熊の木ポンプ所へ流入する雑排水について、足立区と協定を締結し、同区より処理経費を徴収している。 処理経費の徴収にあたり、所は、同区と実施協定等を結び、これに基づいて、毎年度当初、流入水量と処理経費を算出し、同区へ請求している。 ところで、平成10年度において所及び同区は流入水量の調査を行い、同区の流入水量を540m³/日と認定しているが、流入水量は、毎年変動するにもかかわらず、所は、その後、同区からの流入水量の調査をしておらず、毎年度540m³/日に流入水量を固定して料金を算定しており適正でない。	平成22年1月4日の現地調査にて、流入水量の計測を行い、流量(476m³/日)を確定した。 これに基づき、平成21年度の下半期の料金請求を足立区に行うとともに、今後は、毎年度、流量を測定し、適正に処理経費を請求していく。
下水道局	契約事務を適正に行うべきもの	施設管理部は、「下水道局管理事務所出張所業務委託」契約を東京都下水道サービス株式会社と特命で締結している。 ところで、当該契約の仕様書等について見たところ、出張所の所管する区域の下水道管路などの施設規模については示されているものの、出張所で行われる業務内容について、一式と示しているのみで、工事件数、使用届の件数など、具体的な業務量が一切示されていない。	平成22年度契約の仕様書に、各出張所の工事件数、使用届の件数など、具体的な業務量を明示した。

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
下水道局	路面の本復旧工事を単価契約によらずに行うべきもの	施設管理部は、区部の管路施設において、緊急又は迅速に補修が必要となった場合に維持補修工事を行うため、「管きょ維持補修工事単価契約」を締結している。 中部下水道事務所では、単価契約工事において、別途補修工事を行って、完了しているもの（以下「本工事」という。）について、事後に迅速施工により路面本復旧工事を行っている事例が認められた。 これらは、本工事完了後、一定程度を経過してから路面の本復旧工事を行っているものであるから、単価契約工事の迅速施工によって施工する必要性が認められない。	先行して施工した下水道部分の工事とその後発注する路面復旧工事の一貫した施工責任を保つために、緊急施工、迅速施工単価のほかに、新たに路面復旧用単価として舗装工（本復旧工単独）を設定した。 これにより、経費の節減に努めていく。
下水道局	長期未和解案件の進行管理を適切に行うべきもの	下水道工事に起因して発生した損害補償について、局は、被害者に対する補償限度額などを決定した上で、工事の請負業者と協議を結び、被害者との和解折衝に当たらせている。 また、長期未和解案件について、局は、基準を定め、被害者との和解促進を図っている。 ところで、東部第一下水道事務所が所管する長期未和解案件について見たところ、被害者との和解折衝が長期にわたって進捗していない事例（Ｌ）、和解折衝時の確認が行われていない事例（Ｍ、Ｎ）が認められたが、所は、当該事例について、和解折衝を担当する請負業者から進捗状況等の報告を受けていないなど、和解折衝の進行管理が適切に行われていない。	Ｌについては、相続権者の所在地が明らかになり折衝した結果、和解が成立した（平成２１年１１月）。 Ｍについては、戸籍謄本等により複数の相続人が判明し、書面（配達証明）を以って接触を図ったが不受理で返送された。その後、相続人の居住地などの調査を実施している。 Ｎについては、補償金の算定根拠等の説明の折衝を行った。その後も電話により数回説明を行っている。

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
下水道局	水道局からの滞納案件の一斉返還に当たって検討すべきもの	督促を行う時期について 下水道局は、下水道料金の徴収を、「下水道料金徴収業務の委託に関する協定」に基づいて水道局に委任している。 しかしながら、水道局への下水道料金徴収委託内容に督促が含まれないため、これまでは大多数の下水道料金滞納案件について督促が行われておらず、下水道局が下水道料金債権の返還を受けた随時返還案件についてのみ行っている。なお、随時返還案件の返還時期は水道局の判断により、案件により異なる。 このため、債権が滞納となってから督促までの期間が異なっており、延滞金の賦課や時効までの期限において不公平が生じる状況となっている。 今後、平成22年度を目途として水道局から一斉返還案件を受け入れることとしていることから、延滞金の賦課等において不公平な取扱いとならないよう、部は、債権の滞納発生後、督促を行う時期についての検討を速やかに進める必要がある。 財産調査の標準的な手続きの整備の必要性について 部は、預金口座等、限定的な財産については調査を行っているものの、財産調査のチェックリストなど、滞納者が所有する可能性のある財産を網羅的に調査するための標準的な手続を定めていない。また、部が作成する未納整理マニュアル等には、有効な財産調査の方法について記載がない。 一斉返還案件の処理の開始後、滞納整理の対象案件がさらに増加することを鑑みれば、有効な財産調査を効率的に行うための環境を整備する必要がある。	平成22年4月から実施される水道局からの滞納案件一斉返還に先立ち、電算システムの改修を行った。改修後のシステムにおいては滞納整理に係る一連の処理を月単位で一括処理するため、同時期に返還を受けた案件は、原則として同時期に督促や催告等を行っていく。 平成21年度末に当該徴収事務全体の流れをまとめた徴収事務マニュアルを作成し、所管部所に配布した。これに基づき、より有効で効率的な財産調査を実施していく。

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
教育庁	生製品の 売り上げ管 理を適正に 行うべきも の	農芸高等学校では、「農場管理業務委託」により、農場の立木の剪定、灌水、生製品販売、除草及び清掃を行わせている。 受託者は、都立学校教育部が定めた「東京都立学校における実習等に伴う生製品処理取扱要領」に基づき、平成20年度に、106日間、生製品販売を行っており、学校は6品目合計332万5,949円収入している。 そこで、売上の管理方法について見たところ、販売開始前の在庫、当日の受入数量及び販売終了後の在庫を確認しておらず、販売単価を記録していないことから、売り上げた物品の量と、その対価としてあるべき売上高が明らかでなく、売上として報告された金額が適正であるか確認できない。	農芸高等学校においては、「東京都立学校における実習等に伴う生製品処理取扱要領」第3号様式を校内で作成する体制を整え、在庫管理を徹底した。
教育庁	求職中の 生徒につい て実態によ り教科用図 書及び夜食 費補助金を 交付すべき もの	都立学校は、有職者に教科書代等及び夜食費の補助金を交付している。 都立学校教育部は、要綱により、「職に就く意思はあるが職がなく求職中」であっても証明があれば交付できることとしている。 また、「求職中」であることの証明はハローワークの求人受付票などによる必要があるが、職業安定法に基づき学校長がハローワークの業務の一部を分担している場合には、生徒が「求職中」であることを学校長が証明することもできるとしている。 ところで、「求職中」であるかどうかの認定は、求職活動を実際に行っているかを客観的に確認できる証拠に基づき行うべきであるが、あっせん記録などによりあっせんの事実を確認できず、適切でない。	平成21年度から、求職中であることの認定を、実態に即して行うよう認定手続を改善した。
教育庁	センター 契約により 図書館用図 書を購入す べきもの	学校が購入を決定した図書については、東部、中部及び西部学校経営支援センターが、まとめて購入している。 大江戸高等学校ほか4校では、センター契約を利用できるにもかかわらず、センター契約よりも値引率の低い学校契約により図書を購入しているため、18万6,491円が不経済支出となっている。 センターは、各学校の契約事務を集約して、効率化と経済性の発揮を図ることを目的の一つとして設置したものであるから、都立学校の事務を統括する都立学校教育部及びセンターは各学校に対して、センターの図書館用図書の購入契約により図書館用図書を購入するよう指導すべきである。	平成21年10月に、「図書室用図書の買入れにかかるセンター契約の推進について(通知)」により、図書室用図書をセンター契約により購入する場合と、学校契約により購入できる場合の基準を明確に整理した上で、各都立学校に通知するとともに学校の契約担当者を対象とした契約説明会においても指導した。

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
教育庁	ＩＣＴ化計画にかかる校内ＬＡＮ工事を適切に行うべきもの	都立学校教育部は、「都立学校ＩＣＴ化計画」を進めており、平成２０年度に９０校、平成２１年度に１７３校について校内ＬＡＮを布設することとしている。 ところで、ネットワークは大規模になればなるほど、セキュリティの確保が難しくなること、学校内で独自に運用されている既存ＬＡＮのセキュリティの確認は困難であることなどの理由から、ＩＣＴ用ＬＡＮの布設に当たっては、通常、既存ＬＡＮに接続せず、新規に配線を行う必要がある。 しかしながら、部は、平成２０年７月から１０月までの間に、既存ＬＡＮの回線を利用してＩＣＴ用ＬＡＮの構築を行ったため、竣工後、既存ＬＡＮを切り離す改修工事等が必要となり、切り離しが困難な１５校について、ＩＣＴ用ＬＡＮと既存ＬＡＮの配線状況を調査委託している。 この結果、調査費用２９５万５００円が不経済支出となっている。	改修を要する学校、計１５校について全て改善した。
教育庁	ＩＴ機器等の保守料を適切に積算すべきもの	平成２０年度のＩＴ機器等の保守料について、ＩＴ関係を所管する総務部では、統合オフィスソフトについては保守料を積算しないとしている。これは、統合オフィスソフトのライセンス契約にソフトウェアの保守が含まれているためである。 しかしながら、東部及び中部学校経営支援センターでは、統合オフィスソフトについて保守料を積算している。 また、中部学校経営支援センターでは、机、ラック等、保守を要さない物品について保守料を積算している。 この結果、７３２万７６７円の過大積算となっている。	平成２１年９月に３センター間で協議の上、センター契約事務担当者向けのチェックシートを作成し、チェックシートに基づいて適切な積算を行うよう全係員に周知徹底した。 平成２２年２月１日借り入れ開始の契約について、チェックシートに基づき適切な積算を行った。
教育庁	基準を定めて適切な積算を行うべきもの	集団学習装置の借入にあたり、集団学習装置で利用するソフトウェアは各学校が選定し、各学校経営支援センターが契約を締結している。 各学校がソフトウェア価格の積算単価を定めているため、同一のソフトの単価に差が生じている。 各センターは、学校の契約事務を集約し、事務処理を効率化することを目的の一つとしており、各センターにおいて、契約事務を行うに当たり、同一の物について異なる予定価格を定めることは合理的でない。	平成２１年９月に３センター間で協議の上、９月に３センター間で統一的な積算基準を作成した。また、センター契約事務担当者向けのチェックシートを作成し、適切な積算を行うこととした。 平成２２年２月１日借り入れ開始の契約について、チェックシートに基づき適切な積算を行った。

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
教育庁	商業高校ネットワークシステムを効率的に構築すべきもの	都立学校教育部は、商業教育用ソフトウェアを第四商業高等学校のサーバに置いて、これを他の８校で共有すること、教室ごとに設けているサーバを集約することを主な目的として、商業高校ネットワークシステムを整備することとし、平成２０年度から、サーバ及び通信回線の整備を行っている。 しかしながら、部は、商業教育用ソフトウェアの決定等を未だ行っていない。 本来、共有すべき商業教育用ソフトウェアを選定した上で、ネットワークを整備すべきであり、整備の手順が適切でない。	商業校長会及び関係教員との協議を経て、必要性の高い商業教育用ソフトウェアの買入れ契約を平成２１年１０月に行った。 平成２１年１２月から、商業高校間でソフトウェアの共有を開始した。
教育庁	修繕を速やかに行うべきもの	部は、天窓緊急調査の委託項目として、問題箇所については改修提案を提出することとしている。 このうち、５１０か所の天窓の改修については、平成２０年１０月３１日に調査報告を受けてから、監査日（平成２１．６．１２）現在、改修の目処が立たないままとなっている。	改修を行っていないかった５１０箇所のうち、２６０箇所について、天窓の安全対策工事を実施し、２５０箇所については立ち入り禁止措置などを行った。
教育庁	図書館整理業務委託にかかる積算を適切に行うべきもの	中央図書館では、「東京都立図書館整理業務委託」（契約金額：５３９万２９８円）を〇と締結している。 図書館は、１日当たり２名、年間延べ４８６人を要すると積算しているが、実人員を見ると、延べ３７７人となっており、延べ１０９人、２１７万４，５５０円、積算が実績を上回っている。 図書館は平成１９年度から整理業務を外部への委託により実施してきており、実際の作業時間を把握できるはずであるから、標準作業時間を適切に定めるべきである。	平成２２年度準備契約において、作業延人数・標準作業時間、時間単価の見直し等を行った。
教育庁	会計事務手続きを適正に行うべきもの	三宅高等学校では、「農場管理委託」（契約金額：１１７万７，１５５円）契約について総価契約している。 ところで、会計事務規則によれば、１００万円未満の支出負担行為に係る収支命令の審査については、特別出納員に委任している。 しかしながら、本契約の支出について確認したところ、校は１００万円以上の契約であるにもかかわらず、特別出納員が支出審査しており、審査委任権限を越えた会計処理を行っている。	三宅高等学校は、特別出納員の審査委任範囲に留意し、会計管理局での審査を行った。

〔平成20年度決算審査（各会計歳入歳出）〕

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
環境局	公有財産について <建物>	建物1,915.29㎡（旧東京都池袋清掃事業所の車庫1,394㎡ほか4件）が過大に登載されている。	平成21年12月4日に公有財産増減異動通知書により会計管理者に通知した。
福祉保健局	公有財産について <建物>	建物4,689.01㎡（府中看護専門学校寄宿舎3,275.04㎡ほか7件）が過大に登載されている。 建物34.78㎡（小平福祉園昇降路棟ほか1件）に登載漏れとなっている。	平成21年度上半期の公有財産増減異動通知書で会計管理者に報告した。
福祉保健局	物品について	物品16点（電動ベッドほか15点）が過大に登載されている。 物品13点（機械浴槽ほか12点）に登載漏れとなっている。	必要な除却・登録手続を、物品管理システムにより処理した。
産業労働局	公有財産について <土地>	土地702.43㎡（中央・城北職業能力開発センターの敷地の一部）に登載漏れとなっている。	平成21年12月11日に公有財産増減異動通知書により会計管理者に通知した。
建設局	公有財産について <土地>	土地2,784.79㎡（河川事業関連用地）に登載漏れとなっている。	平成21年12月7日に公有財産増減異動通知書により会計管理者に通知した。
教育庁	会計処理について	（款）諸収入（項）雑入（目）雑入にかかる収入未済額が310万8,915円過大に、不納欠損額が310万8,915円過小に計上されている。	平成21年度末に不納欠損処理を行った。
教育庁	過誤払給与等の滞納整理について	都立学校及び区市町村立学校の教職員に対する過誤払給与等の返納金が滞納となった場合、学校は、「給与返納事務処理マニュアル」に基づき、過誤払給与等にかかる滞納者への催告などの滞納整理を行っているが、回収困難な場合については、庁が引き継いで滞納整理を行っている。 ところで、庁は、滞納者が在職中で庁が給与を支払っているなど、債権を回収可能な者が返納する意思を示さない場合、速やかに法的措置をとるなどして、これを回収する必要がある。 しかし、庁は、適切でない滞納整理を行ったことから、8人310万8,915円が回収できないまま時効により消滅している。 庁は、標準的な事務処理手順を定めるなどして、適切な滞納整理を行うことにより、過誤払給与等を速やかに回収されたい。	平成21年9月7日付けで給与返納に係る事務処理手順を定め、これによって、債務者自宅への催告文書差置き、行方不明者の住民票調査、法的措置を前提とした財産調査などを行った。

〔平成２０年度決算審査（公営企業各会計）〕

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
中央卸売市場	改良費 （資本的支出）で支出すべきもの	中央卸売市場における平成２０年度の契約状況（修繕費及び建設改良費）について見たところ、次のとおり、建設改良費で支出すべきところ修繕費で支出している事例が認められた。 食肉市場では、「２０ 食肉市場棟増築冷蔵庫警報通報装置設置工事」（契約金額：７４万５，５００円）を行っている。 ところで、警報通報装置を新たに設置した工事を見たところ、修繕費（収益的支出）で支出しているが、警報通報装置の設置は、固定資産の新規取得であり建設改良費（資本的支出）で支出すべきである。 食肉市場では、「２０ 食肉市場門扉工事」（契約金額：１５９万６，０００円）を行っている。 ところで、この工事内容について見たところ、基礎工事を行った上で新たに門扉（２箇所：６９万９，０００円）を設置し、修繕費（収益的支出）で支出しているが、門扉の設置は、固定資産の新規取得であり建設改良費（資本的支出）で支出すべきである。	警報装置設置工事及び門扉工事について、建設改良費で支出すべきところを修繕費で支出していたので、平成２２年２月２５日に過年度損益修正の処理を行い、警報装置及び門扉を資産として計上した。

〔平成20年行政監査（庁舎の管理（安全対策と環境対策を中心として）について）〕

事 項	什器・備品類の転倒・落下防止対策を検討すべきもの
監査結果 の要約	各事業所においては、事業所防災計画に基づき、地震による災害を防止し、職員その他の生命及び身体の安全並びに都の所有に属する財産及び物品の保全を図ることとしている。 ところで、各庁舎内に設置されている什器、備品類に対する固定・補強等の状況について見たところ、表3のとおり、書庫、更衣箱、テレビ等に対して地震発生時の転倒・落下等を防止するための措置を十分に講じていない事業所が多数認められた。 各局は、早急に各庁舎の状況を点検のうえ、有効な固定・補強を行うなど、地震が発生した場合の庁舎内における什器・備品類の転倒・落下等の防止対策を検討されたい。

（表3）什器・備品類の転倒・落下防止措置が不十分な事業所及び講じた措置の概要

局 名	庁 舎 名	講じた措置の概要
建設局	第一建設事務所	平成21年11月に全ての危険箇所に転倒防止器具を取り付けた。
	第五建設事務所・江東治水事務所合同庁舎	第五建設事務所は、平成22年4月、また、江東治水事務所は、平成20年11月に全ての危険箇所に転倒防止器具を取り付けた。
	西多摩建設事務所	平成21年3月に全ての危険箇所に転倒防止器具を取り付けた。
	北多摩南部建設事務所	執務室、更衣室、廊下の什器類は天井との間に転倒防止棒を差し入れ全て固定した。地下文書倉庫の物品棚は、壁際のはし型金具で壁に固定し、自立している棚はお互いを連結し転倒を防止する工事を行い、平成21年3月に対策を完了した。
水道局	多摩水道改革推進本部・立川給水管理事務所（立川庁舎） 研修・開発センター 水運用センター・水質センター・水道歴史館（本郷庁舎） 西部支所・西部建設事務所・水道緊急隊（和泉庁舎） 水の科学館	各庁舎において、状況を点検し、什器・備品類の転倒・落下等の防止対策を実施した。

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
中央卸売市場	設備等の整備を適切に行うべきもの	中央卸売市場が所管する庁舎における設備等の整備について見たところ、一部の庁舎において、監視設備の修繕を行わず、放置している状況が認められた。	監視設備については、部品の製造が中止されていることから修繕を行わず、平成21年及び平成22年度の2ヵ年にわたる設備の更新計画を立て、計画どおりに工事を行っている。
水道局	警備を適切に行うべきもの	水道局が所管する一部の庁舎における警備は、警備機器を併用した警備員常駐の守衛業務を委託契約により行っているが、その実態について見たところ、侵入を捕捉する警備機器が不十分であることに加え、夜間の巡回時間帯には監視態勢が手薄になることなど、警備の不適切な状況が認められた。	夜間巡回開始時に、中央監視室の設備監視要員と連携して対応することを、平成21年度委託契約の仕様書で明記した。 また、平成21年12月17日に、侵入を補足する警備機器である赤外線センサーを、庁舎外周部に設置し、警備の強化を図った。
中央卸売市場	コージェネレーションシステムについて適切に対応すべきもの	市場は、Pに対して、大田市場に併設されている市場会館の行政財産使用許可を行っている。 ところで、会館のコージェネレーションシステムについて見たところ、故障時に市場が修繕に係る対策を講じなかったため、平成17年度から現在に至るまでシステムが稼働できない状況になっていることが認められた。 市場は、覚書により、大規模修繕を除く会館内の設備保守については、Pが改修を行うべきとして改修していないが、このシステムは、CO ₂ 削減という環境施策の一環として、市場が設置したものであり、覚書を理由に、システムを有効利用していないのは適切でない。	コージェネレーションシステムを修繕して再稼働させた場合の費用対効果を検証したところ、費用に対するCO ₂ の削減効果は、照明取替工事などを実施した場合と比較して低いことから、今後、効果的なCO ₂ 削減を図るため、青果棟、水産棟の照明取替工事を実施することとし、当該設備の修繕を行わないことに決定した。

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
東京消防庁	廃棄物の発生抑制に努めるべきもの	消防庁は、各消防署等から排出される段ボールを資源ごみとして、古紙収集、処理業務を外部委託しており、平成１９年度の排出量は１０万６，１９０ｋｇとなっている。 ところで、その排出理由について見たところ、職務上、装備品の給（貸）与品目数が多いため、年に２回行われる人事異動に伴って、給与品等の運搬に使用されるもの、給与被服等の納入にあたり、業者の梱包に使用されたものが、庁における段ボールごみの年間排出量の１５％以上に相当する量にあたることが認められた。	人事異動時に発生する段ボールの排出を抑制するため、異動対象職員に対する段ボール箱レンタル利用を促進した結果、段ボールの排出量が減少した。 給与品の納入時に使用される段ボールを抑制するため、靴等の小箱形態で納入可能な物品について、段ボールを使用しないよう仕様書に明記した。

〔平成20年財政援助団体等監査〕

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
都市整備局	交付金の算定を適正に行なうべきもの	局は、東京都新都市建設公社の受託施行する土地区画整理事業に関する交付金交付要綱に基づき、公社が受託している事業費に対して交付金を交付している。 ところで、交付金の算定について見たところ、平成18年度に1,328万4,232円、平成19年度に995万4,932円、対象となっている事業費にかかる消費税及び地方消費税（以下「消費税」という。）相当分として交付していることが認められた。 しかしながら、公社の消費税の申告書等について見たところ、特定収入割合が5%未満となっており、交付金の対象となっている事業費にかかる消費税相当分は、公社の負担とならないことから、消費税相当分を含めて交付金を算定しているのは適正でない。 局は、公社に過大に交付された消費税相当分計2,323万9,164円の返還を求めるとともに、交付金の算定において消費税相当分の取扱いを適正に行われたい。	平成21年7月3日付け21都市整管第356号により交付金要綱の一部改正を実施し、公社へ通知した。 平成21年10月26日付け21東新公総第1622号により公社から交付金に係る消費税等仕入控除税額確定報告があった。これを受け、平成21年11月5日付け21都市整管第1020号により公社へ納入を依頼し、平成21年11月30日付けで納入があったことを確認した。
都市整備局	入居時における公平の確保を図るべきもの	都営住宅では、従前の使用者が退去して住宅が空くと、次の使用者を公募により決定しており、局は、募集に係る事務を東京都住宅供給公社に委託して行っている。 募集に係る手順は、次のとおりである。 空き家の発生状況を予測し、募集数を決定する。 募集後、抽選または必要性の評価によって使用予定者を決定し、登録する。登録有効期間は原則として1年間である。 空き家が発生すると、使用予定者にあっせんする。あっせんの優先順位は、登録日の古い順、公募時期の古い順等による。 あっせんに応じた使用予定者に対して使用許可を行う。 ところで、公社において、使用予定者の登録期間を見ると、登録から1年を超えて希望する住宅のあっせんを待っている使用予定者が464人認められた。長期登録者について、期間の経過により収入等住宅困窮状況の変化が想定されるにもかかわらず、申し込み時後、あっせんに際して、資格要件の再審査を行わないまま、長期登録者を優先して住宅をあっせんすることは、資格要件を満たしていることが確実な登録期間1年未満の者との公平を欠くこととなり適切でない。	地区替の斡旋などを積極的に行った結果、指摘時点と比べ、長期登録者は464名から66名へと大幅に縮減している。 また、募集戸数の決定の際に長期登録者の状況を精査するとともに、長期登録者の登録期間を延長する際に報告を義務付けるなど、長期登録者の発生予防に努めている。

対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
都市整備局 (東京都住宅供給公社)	使用許可の終了手続を速やかに行い、都営住宅を効率的に利用すべきもの	都営住宅は、住宅に困窮する都民に低廉な住宅を提供することを目的としており、入居希望者も多いことから、局は、都営住宅を最大限効率的に利用することを求められている。 本来、単身死亡においては使用権消滅認定を、無断退去においては使用許可の取消を、それぞれ行うべきところ、局が、原則として居住者の親族等から返還届を提出させることとしているため、返還届の提出を指導する期間を要している。この結果、死亡等により住宅が使用されなくなったことが判明してから、使用許可の取消等の事務処理が完了するまでに、長期間が経過しており、適切でない。 本来、死亡等により住宅が使用されなくなったことが判明してから、速やかに使用許可の取消等の事務処理に着手すべきところ、公社は、事務処理の遅れにより、着手までに期間を要している場合があり適切でない。 局は、適切な標準処理期間を設けるなど、迅速な処理に向け、事務処理手順を改善し、都営住宅を効率的に利用されたい。 公社は事務処理を迅速に行われたい。	平成21年3月31日付けで「単身死亡事務取扱要領」及び「無断退去認定事務取扱要領」を改正し、残置物の処理を含め、具体的な事務処理手順を定めた。 「単身死亡事務取扱要領」及び「無断退去認定事務取扱要領」の改正に加え、詳細な事務処理手順を策定し、平成22年2月1日に公社に通知した。 公社は、これらの方針に基づき、新たな進行管理表を作成し、進捗状況のチェックを開始するなど、迅速な事務処理に努めている。

対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
都市整備局 (東京都住宅供給公社)	高齢世帯 巡回訪問を 適切に行う べきもの	局は、巡回管理人制度を設け、都営住宅に居住する全員が65歳以上の世帯(以下「高齢世帯」という。)を対象として、高齢世帯巡回訪問を行うこととしており、公社は、指定管理者として、要綱等に基づき、巡回管理人を各窓口センターに配置し、高齢世帯巡回訪問を行っている。 ところで、高齢世帯のうち、訪問を希望する世帯について、公社は、「新巡回訪問頻度判定基準」により訪問頻度を定めている。判定基準によると、身体的状況により支援を要する世帯を訪問する(以下「身体的状況による訪問」という。)ほか、身体的には支援不要と判定されたものの、収入報告書、各種申請書を提出できない世帯等についても申請の時期に訪問する(以下「住宅管理上の訪問」という。)こととしている。そこで、窓口センターにおける訪問頻度などについて見たところ、次のとおり適切でない事例が見受けられた。 「身体的状況による訪問」を行う頻度について、要綱では1か月に1回を基本としているにもかかわらず、公社は、必要性を検証しないまま、判定基準により2か月に1回訪問を行うこととしている。 西新井窓口センターでは、高齢世帯の訪問希望の有無、支援の必要性の判定結果、訪問頻度を管理書類により確認できず、巡回管理人の高齢世帯巡回訪問業務を適切に管理しているとは言えない。 公社は、高齢世帯巡回訪問に係る具体的な事務処理手順を定め、高齢世帯巡回訪問を適切に行われたい。 局は、必要に応じた訪問頻度となるよう高齢世帯巡回訪問に係る公社の業務を管理されたい。	平成21年5月に事務処理手順を巡回管理人業務マニュアルの形に整備し、利用意向の確認手順と確認結果の記録方法及び判定結果等管理方法を定め、実務を行う巡回管理人に対して業務研修会を開催して周知し、同月末から実施した。 上記マニュアルに基づいて訪問頻度を定め、適切な業務執行のための進捗管理を平成21年9月から実施している。

対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
都市整備局	都営住宅敷地内における無断駐車は是正を徹底すべきもの	敷地内の無断駐車については、「迷惑駐車についての指導方針等」に基づき、各窓口センターの巡回管理人が、車両にステッカーを貼るなどにより指導し、車両番号を「不適正確認・指導票」に記録している。 このうち、同じ車両が同じ場所を占有している等悪質な場合には、窓口センターは、案件を東京都住宅供給公社公営住宅管理部に送付して、部が適正化を行うこととなっている。 ところで、立川及び府中窓口センターでの無断駐車の状態を不適正確認・指導票によって見たところ、窓口センターは無断駐車の状態を車両番号別、場所別に整理しておらず、悪質な事例であるかの判断ができない状態となっている。 無断駐車調査において、複数回の駐車を確認した場合には、恒常的に無断駐車が行われている可能性を考慮する必要があるが、窓口センターでは、ステッカーを貼る以上の対策を行っていない。	効果的な状況把握・是正を実施するため、平成21年3月31日付けで「放置自動車事務処理要領」を改正した。 公社は本要領に則り、デジタルカメラによる記録、車両番号別の整理及び所有者への指導を適切に実施し、無断駐車は是正に努めている。
都市整備局 (東京都住宅供給公社)	団地建物の滅失等に係る共益費の取扱いを改めるべきもの	公社では、一般賃貸住宅及び公社施行型都民住宅（以下「公社所有住宅」という。）に係る共益費を、団地建物が滅失した時点で居住者に対して返還すべきものとしている。 また、借上型都民住宅及び農住モデル住宅（以下「借り上げ住宅」という。）については、団地建物の所有者からの借り上げをやめた時点で、公社が管理している共益費を団地建物の所有者に引き渡すとしている。 公社は、公社所有住宅の滅失に当たり、団地建物の滅失時点で居住している者のみに、余剰金を返還することとしているが、団地建物の滅失によって共益費の余剰金を返還すべき相手方は、建築以来その団地建物に居住して共益費を支払った全ての居住者となるべきであり、返還額はそれぞれの居住者の総支払額に応じて定めるべきである。この場合、団地建築以来の居住者全てを把握して返還することは極めて困難であるため、団地建物の滅失時に多額の余剰金が発生しないよう、共益費を管理する必要がある。 また、借り上げ住宅の用途終了に当たっては、公社は、共益費を預り金として経理していることから、実費相当を徴収すべきであること及び共益費が居住者への債務であることを認識しているにもかかわらず、共益費を余らせて、団地建物所有者に引き渡すことは適正ではなく、公社は、余剰金が発生しないように共益費を管理する必要がある。	各団地において、徴収額を定期的に改定し、必要最低限の残高となるよう共益費を管理することにより、団地建物の滅失時等においても余剰金が発生しないよう改善した。

対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
都市整備局 (東京都住宅供給公社)	共益費の 額を適切に 定めるべき もの	共益費の状況を見たところ、平成１９年度末における翌年度繰越額が合計３０億余円と当年度収入額２２億余円の１．３倍となっている。 公社は、団地建物の使用開始時に共益費の額を定め、必要に応じて共益費の額を見直しているとしているが、見直しに当たっては、次の見直しまでに必要となる維持管理費用を見込み、見直し時点の繰越額と期間内に徴収する共益費でこれを賄えるよう、共益費の額を定めることが合理的である。 また、団地建物の用途終了に当たっては、余剰金が発生しないように管理する必要がある。 しかしながら、平成１９年度においては６５団地において共益費の見直しを行ったものの、依然、繰越額は多額なものとなっており、共益費の預り金残高及び収支に応じた適切な見直しとなっていない。	共益費の取扱いについて、ＰＴを設け、検討を重ね、適正残高の目安となる水準を定めた。これを踏まえ、「共益費予算編成方針」を毎年度策定、共益費の改定を実施する。 なお、平成２２年度は、平成２１年１１月１３日付けで予算編成方針を策定し、平成２２年４月１日付けで共益費を改定した。
産業労働局 (地方独立 行政法人東京 都立産業技術 研究センター)	たな卸資産である薬品類の管理記録を適正に行うべきもの	法人は、試験及び研究等の業務に使用する薬品類（未開封のもの）等を貯蔵品として、たな卸資産管理規則に基づき、管理を行うこととしており、受け入れにあたっては、たな卸資産受払簿を設け、品名別に入出庫に関する継続記録を行い、常にその受払い及び残高の数量並びに金額を明瞭にしておかねばならないとしている。 ところで、法人のたな卸資産である薬品類の管理について確認したところ、次のとおり、薬品類の管理記録が適正に行われていない状況が認められた。 西が丘本部ほか３支所（駒沢、墨田及び八王子）では、薬品管理システムにより薬品のたな卸管理を行っているが、当該システムは薬品類の使用状況の管理を目的としたものであり、薬品の種類・数量の残高記録はあるものの、金額の記録ができない。また、使用済みの薬品についてはデータが削除され受払いの継続記録が確認できない。 城南、城東及び多摩各支所では、手書き等の管理簿で記録を行っているが、金額の記載及び管理記録はなく、さらに、薬品の受払いについて品名別に入出庫に関する継続記録が行われていない。	薬品管理システムの仕様改訂を行い、たな卸資産管理により適した新たな「薬品管理システム」を平成２１年３月に導入した。 これにより、納品時に購入薬品一件ごとの種別・金額情報の記録並びに保管場所及び開封処理の状況について継続的な管理ができるものとなった。 また、城南、城東及び多摩各支所においても、同薬品管理システムを導入し、薬品管理を行っている。

対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
水道局 (東京水道 サービス株 式会社)	会社の内 部統制を強 化すべきも の	会社は、「経理規程」及び「契約事務規程」等に基づき、経理事務及び契約事務を行っている。 また、業務の適正かつ効率的な処理を図り、顧客の信頼と社会的信用を確保することを目的とした内部監査規程を定めている。 ところで、経理事務等の執行状況について、平成１９年度の総勘定元帳及び関係書類により確認したところ、稟議書等に特命随意契約の特命理由書を記載していないもの、火災保険料等についての会計処理が適正に行われていないものが認められた。 また、その他にも、交際費及び会議費の支出手続が適切でないもの、償却年数の誤りにより有形固定資産及び償却累計額が正しく経理されていないもの、契約書に定めのない項目（伝票照合等）に対し、税理士報酬を支払っているものなど、不適切な事務処理が認められた。	特定契約を締結する場合、理由を稟議書に記載するよう周知した。 平成２０年度決算から翌年度分保険料は資産計上する。 支出手続について適切に行うよう部長会で社内に周知した。（平成２０年１２月１０日付け） 平成２０年度決算において減価償却累計額の修正を実施した。 平成２１年度の契約において伝票照合に係る単価設定を行った。 また、平成２１年度からの内部監査の実施や日々の内部事務の統制に関して、社内ＰＴにより検討し、内部統制の強化については、「内部統制の一層の強化について」により、社内での周知徹底を図った。 平成２１年１２月１５日及び１６日に、内部監査規程に基づく監査を実施した。

〔平成20年各会計定例監査〕

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
財務局	不用品の売払いについて積算を適切に行うべきもの	経理部では、平成19年度に3回に渡り、庁有車27台を不用品として合計金額29万9,250円で売り払っているが、17台については、車検の有効期間が残っていたことが認められた。 部では、重量税の還付制度を認知していなかったことから、その売払契約の予定価格に重量税の還付相当分29万4,525円（監査事務局試算）を積算せず、27台全て鉄くずとしての売払いの積算しか行っていないのは適切でない。	所有する庁有車2台のうち1台を平成22年3月3日付けで東京都大島町に譲渡した。その際、自賠責保険料等の経費については残りの保険期間等で按分し、歳入として受け入れることとした。 今後、所有する庁有車を廃車する際には、監査指摘の趣旨を踏まえた適切な積算を行う。
財務局	再リース契約に係る積算を適切に行うべきもの	経理部は、電子調達システムで利用するサーバ等について、再リース契約を締結している。 ところで、これらの契約について見たところ、リース対象物件が当初リース時点と比べて減少したり、新たに追加されているにもかかわらず、いずれの契約も積算根拠が一括の月額リース料の参考見積りのみとなっており、物件の各々についてリース料を積算しておらず、契約目途額が妥当であるか検証が行われていない。	リース対象物件の目途額積算を適正に行うため、局内事務担当者に対して、IT経費適正化マニュアル等に基づいた目途額の積算方法を再度周知・徹底した。 なお、本件指摘対象3件のリース契約については、平成21年9月30日をもって、再々リースが終了した。機器の更新に当たっては、各々の物件についてリース料の積算を行った。
都市整備局	不納欠損処分を適正に行うべきもの	都営住宅経営部は、基準を定め、都営住宅使用料等の滞納債権を不納欠損処分している。 不納欠損基準に定めている処理区分のうち、回収不能、転居先不明及び支払不能については、債務者に対して適切な滞納整理事務を行い、かつ今後とも徴収ができないことを確認した上で不納欠損すべきである。 しかしながら、部は、滞納整理事務を委託している東京都住宅供給公社から、滞納整理事務の実施状況や、今後とも徴収できないと判断した根拠を報告させないまま、回収不能等として不納欠損処分を行っており、適正でない。	転居先不明等の不納欠損対象者については、具体的な内容を追記した滞納整理指導票を提出する旨、指定管理者業務仕様書に明記するとともに、公社の事務処理要領を改正した。 平成21年度については、改正内容を反映した滞納整理指導票に基づき、不納欠損処分を実施した。

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
都市整備局	都営住宅に係る保証金等の返還方法を見直すべきもの	都営住宅経営部は、都営住宅を退去した者に対し、都営住宅の保証金等の返還がある場合は、ゆうちょ銀行の「通常現金払」により行っているが、平成１９年度にこの方法により還付を行った５，３８１件のうち、現金に交換されなかったものが２１３件あった。 しかしながら、都営住宅の家賃の支払は、大部分が口座振替の方法により行われており、退去届を提出するときに、保証金等の返還がある場合の返還方法として、口座への振込みを選択できるようにすることは可能である。	平成２２年４月から口座振替の返還を可能とするため、都営住宅管理総合システムの改修、退去者への周知方法の整理及び事務処理手順の作成を実施した。
都市整備局	還付未済金を適正に処理すべきもの	都営住宅経営部における保証金等の還付に係る管理状況について見たところ、部は、一部を除き、還付未済金の相手方、金額、還付の済、未済の状況等を把握できなくなっている。 再送付のため一度調査して送付先が明らかにならない場合、部は、調査を継続していない。 本来、転居先不明などにより債権者に還付できないことが明らかになったときは、還付金の存在を公示し、それでも受領すべき債権者が現れない場合に、時効による取得の手続きをとらなければならないが、部はこれらの手続きをしないまま、還付未済金を保有している。 など、適正に管理していない。	再還付処理マニュアルを作成し、平成２１年１１月から還付未済金の再還付事務を適切に実施している。 また、還付不能の還付未済金のうち、時効が完成したものに係る取扱いを保証金等の事務処理マニュアルに定めた（平成２２年２月１日改正）。
都市整備局	保証金等の還付にかかる情報を適正に管理すべきもの	都営住宅経営部は、保証金等の収入管理を、都営住宅管理総合システムを用いて行っている。 しかし、使用料の過誤納還付、退去時の保証金還付の執行状況については、都営住宅管理総合システムでは管理できず、一般的な事務に用いるパーソナルコンピュータの表計算ソフトを使用して、情報を管理している。 しかしながら、パーソナルコンピュータの表計算ソフトを使用して情報の管理を行うことは、随意に消去、訂正、加筆ができることから、正確な情報を保持する保証がないこと、端末の故障等により、表計算ソフトのデータが予期せず失われる危険があることから適正でない。	情報管理の正確性を期すため、平成２１年１１月以降、都営住宅管理総合システムにより還付未済金の情報を管理している。

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
都市整備局	都営住宅敷地への越境について、効率的に適正化を推進すべきもの	都営住宅経営部では、保有する土地に他者が越境している場合、関係者と折衝するなどして越境を是正（以下「適正化」という。）することとしている。 ところで、越境案件について見ると、様々な状況にあることから、部は、状況に応じて適正化の方法や優先度を定め、一覧表で分類・管理した上で、年間の処理件数を計画するなど、一定の処理方針に基づき、効率的に適正化を行う必要がある。 しかしながら、部は、処理方針を定めないまま委託する案件を選定するなど、適切な事務処理を行っていない。	適正化対象案件のうち、優先度の高い案件について、今後5年間の処理計画を作成した。 平成21年度においては、計画対象15件のうち、5件の是正を確認するとともに、新規案件を加えた17件を委託し、越境物の適正化を図っている。
病院経営本部	入退居時の確認等を適切に行うべきもの	府中病院において、入退居時に、職務住宅の管理者（病院）と入居者の双方で作成する「入退居時原状確認表」について見たところ、平成19年度の入退居者（100件）のうち、確認表が作成されていないもの（38件）、入退居時の確認が不十分なもの（57件）が認められた。このため、退去者に原状回復に係る費用を請求できない状況が発生しており適切でない。	「入退居時現状確認表」を改善することにより、入退居時の確認を適切に行うことができるようにし、退去者に対して、原状回復費用を請求できるようにした。

〔平成１９年度決算審査（各会計歳入歳出）〕

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
都市整備局	会計処理について ＜都営住宅等事業会計＞	（款）使用料及手数料（項）使用料（目）住宅使用料の還付未済金が１３万５，６１０円過小に記載、調定額が同額過大に記載されている。	都営住宅管理総合システムを改修し、平成２１年１１月から還付未済金の情報を適切に管理している。 また、還付未済金の事務処理手順を定め、財務会計システムに過誤納情報を正確に登録している。
都市整備局	会計処理について ＜都営住宅等事業会計＞	（款）諸収入（項）雑入（目）共益費収入の還付未済金が４，６５２円過小に記載、調定額が同額過大に記載されている。	都営住宅管理総合システムを改修し、平成２１年１１月から還付未済金の情報を適切に管理している。 また、還付未済金の事務処理手順を定め、財務会計システムに過誤納情報を正確に登録している。
都市整備局	住宅建設資金あっせん制度に基づく損失補償について	局は、個人住宅の取得が困難な者に対し、資金の融資を金融機関にあっせんしてきた。このあっせん制度に基づく損失補償実施後の債権の取扱いについて見たところ、金融機関が債権の保全及び回収に努めることとなっているが、金融機関は残元金、利息の補てんを受けた後であるから、積極的に回収を行う経済的動機に欠けることとなる。したがって、損失補償実施後の債権は、局が回収努力を行わなければ回収できない仕組みとなっている。 今後とも、多額の損失補償が見込まれることから、損失補償実施額を最小限にするとともに、損失補償実施後の債権を効率的に回収することが必要であるが、局は、損失補償の実施に当たり、金融機関から回収可能性に係る情報を取得しておらず、また、損失補償実施後においても回収の努力を行っていない。 局は、住宅建設資金あっせん制度に基づく損失補償に係る経費が必要最小限となるよう方策を検討されたい。	「都あっせん融資の損失補償に関する事務処理手順」を取扱金融機関と調整のうえ策定し、平成２１年１２月１４日付けで損失補償の実施に関する具体的な事務処理の内容や留意点についてまとめたマニュアルとして、各取扱金融機関あてに送付し、損失補償制度を円滑に運用できるようにした。

〔平成１９年行政監査（指定管理者制度による公の施設の管理について）〕

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
都市整備局	年間計画の承認及び事業実施結果の検証を適切に行うべきもの	局は、基本協定において、指定管理者は年間計画を作成し、また、事業報告書を提出しなければならないとしている。 ところで、年間計画及び事業報告書について見たところ、次のような問題点が認められた。 年間計画で提案している代理納付及び独自の催告書発行などの収入率向上のための取組内容について、計画どおりに行われたか否か、十分に検証できない状況となっている。 滞納整理業務などの業務については、対象件数を把握した上で、その確実な履行を確認すべきものである。 しかしながら、局は、年間計画で過去３年間の実績の平均を想定件数としていること、事業報告書では、単に年間の実施件数を記載している状況を確認しているだけで、滞納件数などを把握した上で当該業務量が適切なものであるか否か、検証していない状況にあることが認められた。	年間計画書については、公社に根拠資料を提出させることにより、計画内容の妥当性を検証した上、承認をしている。 また、事業の実施段階においては、その都度、詳細な実績リストの提出を受けており、事業の確実な履行を確認している。
建設局	彫刻園の展示作品を適切に管理できるよう必要な方策を講じるべきもの	井の頭自然文化園にある彫刻園の展示作品の管理について見たところ、次のような不適切な状況が認められた。 彫刻園の入口に看板を設置し、入園者が作品に触れることを禁じているが、実際には、誰でも容易に触ることができる状態になっている。 防犯カメラを設置し、建物内を監視しているが、設置台数が少ないため、死角となる場所が複数生じている。	井の頭自然文化園彫刻園の展示管理方針について、平成２２年２月２４日付けで定め、作品の展示方法や防犯対策等について明記した。具体的には、展示・入替については、石膏作品は、利用者が作品に直接触れることがないように展示を行う、展示作品のうち破損等で保存状態が悪化したものは、展示を中止し、収蔵庫において保管することとした。 指定管理者に対しては、展示管理方針を踏まえた対応を指示するとともに、彫刻園の業務内容を改めて確認し、彫刻園を適正に管理するように指示した。

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
建設局	公園等の管理対象施設における財産の管理を適切に行うべきもの	局は、基本協定により、指定管理者に、管理対象施設の財産を管理させている。 このうち、公有財産に該当するものは、原則として、公有財産規則に基づき公有財産として登録されるべきものであることから、基本協定に記載されている財産と公有財産台帳を突合したところ、相違している事例が認められた。	公園緑地部は、平成20年9月に相違事例について精査を行い、全ての修正処理を終えている。 道路管理部では、都と指定管理者との財産・物品の所有関係について明確にした。平成22年4月中に、指定管理者と基本協定の一部変更の協定を取り交わす。

〔平成19年各会計定例監査〕

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
都市整備局	公共施設等を本来管理者に速やかに引き継げる体制を確立すべきもの	地域整備開発要綱に基づいて所などが整備した公共施設等の道路管理者等への引継状況を見たところ、多数の未引継施設が見受けられた。 各所では、分筆測量の遅れによって、区画道路の分筆が進まないことなどにより、引き継ぎが進まない状況があるとしているが、部は、公共施設等の整備状況、未引継状況、引き継ぎのできない要因等を把握しておらず、事務所などにおける進行管理を行っていない。	財産処理の進展の都度、処理経過等を整理しておくための「財産処理経過簿」の作成及び地域開発整備要綱に基づき整備し、区市に引き継ぐ等の財産処理が必要な案件について掲載している未処理案件リストを平成21年11月30日付けで更新を行い、適切な財産処理事務を行える仕組みを整えた。
下水道局	水再生センターに設置されているテニスコートのあり方について検討すべきもの	局が管理している水再生センターには、テニスコートが29面設置されており、これらのテニスコートは、外部からは入れない構造となっており、職員専用施設として利用されている。 しかしながら、行政財産の適切な使用という観点から見ると、テニスコートの現状について見直しを行う必要がある。	水再生センターのテニスコートについては、平成21年10月23日付け21下職労第258号にて、平成23年度末までに29面全て廃止することを決定し、関係部所に通知した。 さらに、関係部所と廃止時期等について調整し、廃止計画を策定した。

〔平成１８年行政監査（病院における収入管理について）〕

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
病院経営本部	個人未収金管理の事務処理手順を見直すべきもの	未収金管理に係る事務処理について見たところ、次のとおり、未収金管理システム導入による事務処理の効率化が図られていない事例が見受けられた。 システムは、催告書及び督促状の発送リスト作成機能を持っているが、病院は、分割納入中の患者についても一律に督促状及び催告書を作成してしまうためとして、この機能を用いていない。 システムは、滞納者ごとの未収金整理簿及び債権管理票を作成する機能を持っているが、墨東病院及び府中病院ではこの機能を利用せず、手書きでこれらを作成しているほか、大塚病院では手書きで作成した上に同内容をシステムに入力している状況となっている。	督促状等の発行が適正に行えるように未収金管理システムの改修を行い、また、事務処理手順を見直し、システム改修説明会等を開催することにより効率的な事務を行うよう病院に対する指導を行った。